

第3章 施策を知りたい

【農林水産物・食品の輸出拡大】

日本は、人口減少に伴い、国内市場が縮小傾向にあります。世界は、世界の食市場の規模は、世界人口の増加等に伴い、アジア、欧米を中心に拡大傾向にあります。人口減少下においても、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るためには、農業者や食品事業者の収益性が向上するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進や食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の増加を図っていくことが重要です。

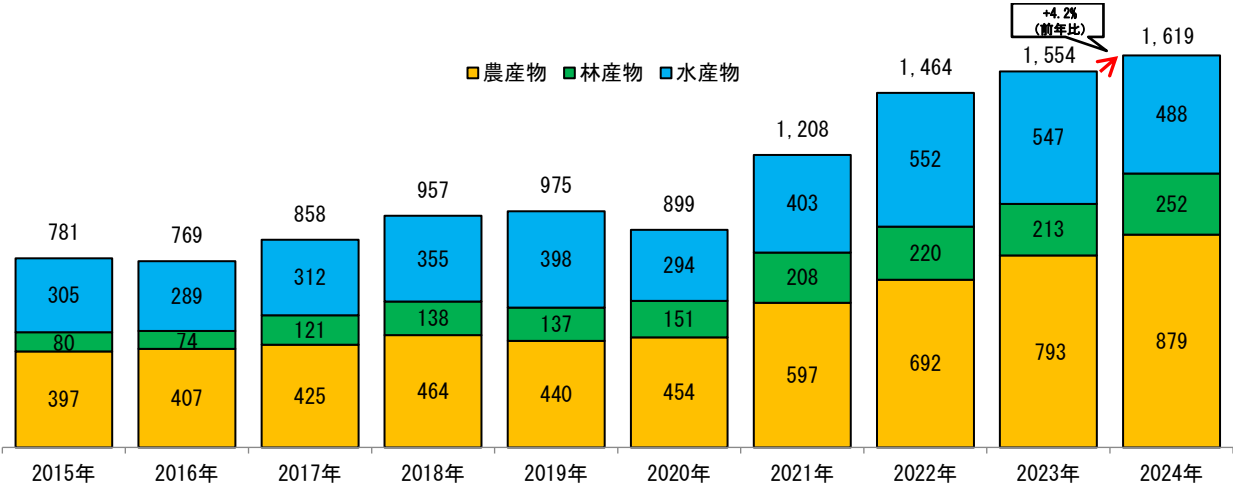
政府は、「食料・農業・農村基本計画」（令和7（2025）年4月11日閣議決定）において、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、食品産業の海外展開による収益額を3兆円、インバウンドによる食関連消費額を4.5兆円とする目標を設定しました。「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づいてさらに輸出拡大に取り組んでいきます。

【九州の輸出動向】

令和6（2024）年における全国の農林水産物・食品の輸出額は、1兆5,071億円（前年比+3.6%）と過去最高を更新しました。このうち、九州の港等からの輸出額は、1,619億円（前年比+4.2%）となりました。主な輸出先国・地域について、中国は丸太、アルコール飲料、韓国はアルコール飲料、ホタテ貝、米国はぶり、牛肉、台湾はアルコール飲料、牛肉、香港は牛肉、いちごが多く輸出されています（令和6（2024）年度実績）。

①農林水産物・食品輸出額の推移（九州地域税関分）

（単位：億円）



②主な品目内訳

品 目	輸出額 (億円) (2024)	輸出額 (億円) (2023)	前年比 (%)
農林水産物・食品	1,619	1,554	+4.2%
農産物	879	793	+10.8%
加工食品 (アルコール飲料、調製食料品 等)	414	370	+12.0%
畜産物 (牛肉、牛乳・乳製品、鶏卵等)	257	230	+11.8%
穀物等 (米、うどん、小麦粉等)	51	49	+4.3%
野菜・果実等 (いちご、かんしょ等)	71	67	+5.7%
その他農産物 (植木、たばこ、緑茶等)	85	77	+11.0%
林産物（丸太、製材加工材等）	252	213	+18.2%
水産物	488	547	▲10.9%
水産物（調整品除く） (ぶり、さば等)	461	512	▲10.0%
水産調整品 (なまこ、練り製品等)	27	35	▲23.7%

③国・地域別順位

順位	輸出先	主な輸出品目	輸出額 (億円) (2024)	輸出額 (億円) (2023)	前年比 (%)
1	中国	丸太、アルコール飲料、栄養補助食品等	346	362	▲4.4%
2	韓国	アルコール飲料、ホタテ貝、ぶり等	248	201	+23.3%
3	米国	ぶり、牛肉、製材加工材等	244	254	▲4.0%
4	台湾	アルコール飲料、牛肉、調味料等	233	207	+12.2%
5	香港	牛肉、いちご、調製食料品等	178	191	▲6.6%
6	ベトナム	さば、粉乳、その他の魚等	76	74	+3.6%
7	タイ	牛肉、さば、かつお・まぐろ類等	59	55	+8.5%
8	シンガポール	牛肉、アルコール飲料、かんしょ等	36	35	+1.9%
9	オーストラリア	清涼飲料水、牛肉、アルコール飲料等	25	26	▲4.2%
10	ベルギー	たばこ、牛肉、ぶり等	22	11	+107.3%
-	E U	牛肉、たばこ、ぶり等	57	41	+41.2%

資料：財務省貿易統計をもとに九州地域の港等からの輸出額を九州農政局で集計。前年比は千円単位で計算。

2023年・2024年は貿易統計の確々報値を使用。

【九州における輸出の特徴】

北部では、いちご、かんきつ、ぶどう、なし等の青果物やぶり等の水産物が多く輸出されています。

南部では、かんしょ、茶のほか、牛肉、鶏肉等の畜産物、ぶり等の水産物や木材が多く輸出されています（令和5（2023）年度実績）。

九州の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先（令和5（2023）年度版）

佐賀県		
牛肉	香港・タイ・台湾 等	84.9 t
かんきつ	香港・ベトナム・マレーシア 等	38.3 t
いちご	香港・米国・マレーシア 等	14.0 t
コメ	香港・シンガポール・タイ 等	3.7 t
なし	香港	0.1 t

福岡県		
いちご（あまおう）	香港・タイ・マレーシア 等	602.8 t
柿	タイ・香港・シンガポール 等	284.9 t
かんきつ	香港・ベトナム・シンガポール 等	174.1 t
ぶどう	香港・台湾・タイ 等	42.2 t

長崎県		
水産物（活魚（ぶり等）、鮮魚（まぐろ 等））	韓国・米国・中国・東南アジア 等	64.1 億円
いちご（ゆめのか等）	香港・シンガポール・タイ 等	8.5億円 (左品目以外も含む)
かんきつ	香港 等	
びわ	香港 等	
鶏卵	香港	
牛肉	タイ・香港 等	
木材	中国 等	2.1 億円

大分県		
木材（丸太・製材）	中国・台湾・フィリピン 等	23.5 億円
水産物（養殖ぶり・養殖くろまぐろ）	韓国・米国・香港 等	12.7 億円
牛肉	台湾・米国・香港 等	5.6 億円
なし	台湾・香港・ベトナム 等	0.7 億円
かんしょ	香港・米国・シンガポール 等	0.4 億円
乾しいたけ	香港・米国・英国 等	0.3 億円

熊本県		
木材	中国・韓国・米国 等	39.0 億円
水産物（まだい・ぶり等）	北米・韓国 等	29.2 億円
牛肉	台湾・香港・米国 等	28.2 億円
いちご	香港・台湾・シンガポール 等	6.4 億円
牛乳	香港・台湾 等	1.8 億円
メロン	香港・シンガポール 等	0.7 億円
かんきつ	香港・台湾 等	0.4 億円

鹿児島県		
水産物（養殖ぶり・養殖かんぱち水産加工品等）	米国・台湾 等	140.3 億円
牛肉	香港・EU 等	140.1 億円
木材（丸太等）	中国・台湾 等	36.7 億円
茶（抹茶含む）	米国・EU 等	32.6 億円
かんしょ等	香港・シンガポール 等	11.0 億円
鶏肉	香港	2.7 億円
豚肉	香港・シンガポール 等	1.9 億円
鶏卵	香港	1.3 億円

宮崎県		
牛肉	台湾・米国・香港 等	84.3 億円
木材	中国・台湾・韓国 等	72.5 億円
水産物（養殖ぶり等）	米国・EU・台湾 等	15.4 億円
緑茶	米国・EU・カナダ 等	4.5 億円
かんしょ	タイ・香港・シンガポール 等	3.0 億円
花き	米国・韓国・中国 等	1.0 億円

【輸出に関する取組の推進】

輸出に取り組んでいるまたは関心がある生産者・事業者等の皆様に以下のような支援を通じて、輸出拡大に取り組んでいただいています。

(1) 農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP*) による支援

輸出に取り組む生産者や事業者等にGFPに登録していただき、九州農政局やジェトロ等が海外ニーズに合った製品の生産や、輸出先国・地域の諸規制への対応等、輸出に関する様々な課題の解決に向けたアドバイス等を訪問等により実施しています。
(令和7年3月末GFP登録者数：10,257 (うち九州地域1,516))

(2) 輸出体制整備の支援

輸出事業計画の策定やマーケットインの発想に基づく生産から流通・販売まで一貫通貫した輸出サプライチェーンの構築により輸出産地形成等を支援する大規模輸出産地モデル形成等支援事業や、輸出先国等の求める基準・条件等の規制対応を支援する食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業等の補助事業、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を認定するフラッグシップ輸出産地認定制度等を活用し、輸出体制整備の支援を行っています。

(3) 品目毎の取組や輸出先国における支援

輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携して輸出促進を図る法人を国が認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定する制度を令和4(2022)年10月より開始し、27品目15団体を認定しています。

また、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する輸出支援プラットフォームを10カ国・地域(16拠点)に設置しています。

(4) 金融・税制による幅広い支援

制度資金(農林水産物・食品輸出基盤強化資金)により、設備資金・長期運転資金等への長期・低利での融資や、対象となる輸出事業用資産の取得等をした場合に最大5年間の割増償却を行うことができる税制上の特例を措置しています。

(5) 輸出に係る各種証明書の発行

輸出先国から求められる衛生基準を満たしていることを証明する衛生証明書、原発事故関連の原産地証明書や放射性物質検査証明書等の証明書の発行を行っています。令和6(2024)年度実績では11,226件の各種証明書を発行しました。

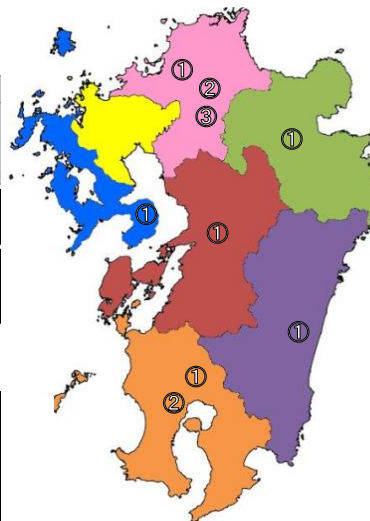
* GFP=Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略称

【令和6年度実施事業】

令和6年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業採択地区一覧(九州)

令和5年度補正GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト採択地区一覧(九州)

福岡県(3件)			
①	令和6年度	3色いちご輸出拡大協議会	いちご
②	令和6年度	九州みかん輸出拡大協議会	みかん
③	令和5年度補正	北部九州いちご輸出促進協議会	いちご
長崎県(1件)			
①	令和6年度	長崎県	いちご・温州みかん・牛肉・タイ・ヒラメ・スズキ・マアジ・ブリ・ヒラササ・マグロ
熊本県(1件)			
①	令和5年度補正	熊本県	メロン、いちご
大分県(1件)			
①	令和5年度補正	大分県	ぶどう(シャインマスカット)、柑橘
宮崎県(1件)			
①	令和5年度補正	宮崎県	きんかん
鹿児島県(2件)			
①	令和6年度	鹿児島オーガニックティー協議会	抹茶・煎茶・玉露
②	令和5年度補正	鹿児島県	かんしょ・きんかん・ぶり・かんぱち



フラッグシップ輸出産地 認定産地一覧

県	認定年月	品目	選定産地	対象地域
福岡	R6.7	茶	柳大石茶園	福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県
長崎	R6.7	いちご	島原雲仙農業協同組合	長崎県
熊本	R6.7	いちご	柳イチゴラス	熊本県、三重県、兵庫県
		いちご	サブライジングファーマーズ㈱	熊本県
	R6.12	かんきつ	柳ローソンファーム熊本	熊本県
		牛肉	黒標牛輸出促進コンソーシアム	熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県
大分	R6.12	牛乳	熊本県酪農協同組合連合会	熊本県
	R6.12	牛肉	ブランドおおい輸出促進協議会畜産部会	大分県
宮崎	R6.7	ぶり	大分県漁業協同組合	大分県
		かんしょ	柳くしまアオイファーム	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県
	R6.12	茶	オーガニックティーミヤザキ	宮崎県
		かんきつ	みかん輸出コンソーシアム	宮崎県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
鹿児島	R6.12	牛肉	宮崎県牛肉輸出コンソーシアム	宮崎県
	R6.7	牛肉	JA食肉かごしま輸出コンソーシアム	鹿児島県
		牛肉	カミチク食肉輸出コンソーシアム	鹿児島県
		牛肉	スターゼンミートコンソーシアム	鹿児島県、宮崎県
	R6.12	かんしょ	Japan potato(有)	鹿児島県、千葉県、茨城県
		かんしょ	㈲南橋商事	鹿児島県、宮崎県
	R6.12	茶	鹿児島県経済農業協同組合連合会	鹿児島県
		ぶり	東町漁業協同組合	鹿児島県
		ぶり	グローバル・オーシャン・ワークスグループ	鹿児島県
		カンパチ	垂水市漁業協同組合	鹿児島県

【SAVOR JAPAN認定制度】

農林水産省では、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組みを「SAVOR JAPAN」として認定する制度を平成28(2016)年度に創設しました。(※SAVORとは、「味わう、楽しむ」という意味の英単語です)

地域の魅力を磨き上げ、世界に向けて「SAVOR JAPAN」ブランドでの一体的な情報発信を実施し、訪日外国人の誘客の強化に取り組んでいます。

令和6年度までに全国で43地域、うち九州では5地域(八女市(福岡県)、島原半島地域(長崎県)、阿蘇市(熊本県)、国東半島地域(大分県)、高千穂郷・椎葉山地域(宮崎県))が認定され、実行組織のWebサイトで様々な情報が発信されています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savor.jp/index.html>

【八女市(福岡県)】



八女茶

特産品の「八女伝統本玉露」は、日本茶として初めて地理的表示(GI)保護制度を受けるなど高い評価を受けています。

海外における健康志向の高まりや日本食ブームも踏まえつつ、製茶体験や農家民宿での農作業体験、和紙・竹細工などの伝統工芸体験と郷土料理を組み合わせた食と文化の循環を感じる短期ステイターへの参加も魅力的です。



認定ロゴマーク

【日本各地の伝統食品データベース『にっぽん伝統食図鑑』】

農林水産省では、地域固有の多様な食文化の保護・継承、認知拡大、輸出促進を目的に、各地域で選定された伝統的な加工食品を紹介するWebサイト『にっぽん伝統食図鑑』を公開しています。

本サイトでは、伝統食の特徴、歴史、地域における保護・継承の取組やアレンジレシピ等をデータベース化しています。

また、日本の伝統食には欠かすことのできない発酵文化や郷土料理を併せて紹介しています。

現在まで全国15道府県の伝統食が紹介され、九州では、令和4(2022)年度に熊本県、令和5(2023)年度に鹿児島県の伝統食の情報が公開されています。

画像出典：農林水産省「[にっぽん伝統食図鑑](#)」 「市房漬け(いちふさづけ)」

～ 伝統食の一例 ～



(鹿児島県)

「壺造り黒酢(つぼづくりくろず)」



(熊本県)

【地域の和食文化ネットワーク九州「第3回食文化保護・継承推進ミーティング」】

九州農政局では、地域における食文化の保護・継承活動の活性化の支援を目的として、令和3(2021)年2月、「地域の和食文化ネットワーク九州」を設置しました。

本ネットワークでは、メールマガジンの配信やイベントの開催等を通して、食文化の保護・継承に関する情報提供や情報交換を積極的に行っています。

この取組の一環として、和ごはん月間に合わせ令和6(2024)年11月6日に、ネットワーク会員のほか一般の方が参加した「第3回食文化保護・継承推進ミーティング」を開催しました。ミーティングでは、ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ総料理長の戸澤清水氏、甕の旅ソムリエ協議会の大脇裕美氏による「郷土料理のストーリーの伝承」についての講演や参加者間でテーマに沿った意見交換等を行い、和食文化の保護・継承活動の推進と会員間の交流・連携を図りました。

https://www.maff.go.jp/kyusyu/syokuryou/syokubunka/R6gekkann_meeting.html



講演(戸澤氏・大脇氏)



分散会・全体発表



【食育イベントの開催】

令和6(2024)年12月5日に熊本県立大学において、「～有機をもっと知って・食べて・考えて！サステイナ九州食育セミナー～」を開催しました。

SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

このため、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の取組を進めています。

当セミナーでは、有機農業の日（12月8日）に合わせ有機農産物を大学学食に提供し実際に食べてもらうとともに、九州の有機農業に取り組む農業者の自身の農産物への思いや大学生等が食への関心を持ったきっかけを語るなどの交流・意見交換を行いました。

学生自らが考えたポスターやランチメニューは、クリスマス^{バージョン}で、とても好評でした。



学生食堂での
みどりの食料システム戦略
の説明の様子



セミナー会場の様子

【管内市町村における食育推進計画作成状況（令和7(2025)年3月末現在）】

地域の特色ある食育の活動が広く展開されるためには、地域における多様な関係者が連携・協働し、地域が一体となって食育を実効的に取り組むことが重要です。

そのため市町村において、市町村食育推進計画を作成し、食育を推進しています。

九州の市町村における作成状況は、令和7(2025)年3月末現在で91.0%となっています。

なお、第4次食育推進基本計画では、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を令和7(2025)年度までに100%とすることを目指しています。

都道府県	市町村数	計画作成 市町村数	計画未作成 市町村数	作成割合 (%)
全 国	1,741	1,587	154	91.2
九 州	233	212	21	91.0
福 岡 県	60	60	0	100.0
佐 賀 県	20	19	1	95.0
長 崎 県	21	20	1	95.2
熊 本 県	45	35	10	77.8
大 分 県	18	18	0	100.0
宮 崎 県	26	20	6	76.9
鹿児島県	43	40	3	93.0

資料：農林水産省「令和6年度食育推進計画等に関する調査」

【食育推進運動の展開】

九州農政局では、B棟食堂において、九州内の食材や郷土料理を提供するアイランド九州ランチの企画を実施し、食育の日（毎月19日）の普及や食への関心度を高める取組を行っています。熊本地方合同庁舎に来庁された多くの方々にご賞味いただきました。

6月19日開催

夏休み特別企画

9月19日開催

11月19日開催

1月ジビエ企画

3月19日開催



長崎産手仕込み
アジフライ定食



野菜たっぷり
甘口カレー（熊本編）



鶏飯（けいはん）と
さくらメンチカツ



宮崎県産桜姫鶏
チキン南蛮



大分とり天とだんご汁
定食（猪肉使用）



がめ煮とかしわ
めし（福岡編）

【メルマガ「しまかぜー食育アイランド通信ー」の配信】

九州農政局では、地域における食育活動の取組を推進するため、メールマガジンを毎月1回配信し、管内で行なわれる食育イベント情報の紹介や食育一口メモなど、食育に役立つタイムリーな情報をお届けしています。

【消費者への情報提供・発信】

九州農政局では、令和6(2024)年度に食に対する消費者の信頼確保に向けた取組として、消費者団体等との意見交換会(3県(3回)、39人)や食の安全等に関する出前講座(4県(7回)、278人)を開催しました。

消費者団体等との意見交換会は「食料の安定供給」や「食品アクセス」及び「合理的な価格形成」等について、各会場で活発な議論が交わされました。

また、出前講座では「食中毒」や「食品表示」等について説明を行いました。



出前講座の様子(玉名女子高校)

〔消費者団体等との意見交換会での主なご意見等〕

- ・食品アクセス問題は、高齢化が進みより身近で深刻な状況になりつつあると感じる。(長崎)
- ・講座を受けて、食料の需給事情をみんなに伝えていきたい。(長崎)
- ・将来にわたって食料を安定的に供給するには、消費者の農業に対する理解が必要だと思う。(宮崎)
- ・食品ロス削減や福祉活動の取組を安定的に継続するには、予算措置などの支援なしでは難しいと思う。(福岡)



意見交換会の様子(福岡県)

【消費者の部屋の取組】

消費者の部屋では、農林水産行政や食に関する情報をパネル展示などで提供しています。

令和6(2024)年度は、熊本地方合同庁舎A棟1階及びフードパル熊本において特別展示を実施するとともに、新たに熊本市の公民館主催の地域イベントでの取組を含めた、移動消費者の部屋を8回(熊本、大分)開設しました。

また、令和6(2024)年7月31日・8月1日に、九州に所在する国の出先機関と連携し、夏休み特別イベント「しっとと？国のお仕事」を熊本地方合同庁舎で開催し、親子を中心に371名の方々に来場いただきました。併せて、Webサイトも夏休みに合わせて約40日間公開し、2,885名の方に閲覧していただきました。

なお、消費者の部屋では消費者相談窓口を設置し、消費者からの相談を受け付けています。

◆消費者相談窓口 096-211-8582



夏休み特別イベント
(オープニングセレモニー)



夏休み特別イベント
(若手職員によるバルーンアート)



夏休み特別イベント
(科学マジック体験)

【情報の発信】

食中毒に関する注意喚起など、消費者が知りたい情報を速やかにわかりやすく発信するため、令和6(2024)年度からFacebookページ「消費者情報九州」を開設し、食品安全や各種イベントの紹介など、消費者向け情報を発信しました。また、若年層向けの広報誌「来て、見て、知って、「食の安全」の時間。」(通称「キテミテ君」)を年4回発行し、併せて管内の大学・高校等171か所に配布しています。

【食品表示の適正化及び円滑な流通の確保に向けた取組】

消費者が、食品を選択し購入するためには、産地等その食品に関する正しい情報が表示されていることが必要です。

このため、九州農政局では、市場に流通する輸入品の数量や品目ごとの需給状況等を踏まえ、表示違反^{がいぜんせい}の蓋然性が高い品目の傾向を把握すること等を通じ、当該品目等の監視を集中的に行います。

また、職員による調査や国民の皆様からの通報（食品表示110番）等により把握した情報に疑義が認められた場合は、事実の解明のために立入検査等を実施し、この結果、不適正な表示等を確認した際は、再発防止を含めた表示の改善が図られるよう是正指導を行っています。

食品表示110番

広く国民の皆様から食品の偽装表示など、食品表示法、JAS法、牛トレサビリティ法、米トレサビリティ法、食糧法、農産物検査法及び水産流通適正化法に関する疑義情報などを受け付けるためのホットラインとして「食品表示110番」を設置しています。

◆食品表示110番（九州農政局）TEL 0120-005-110



小売店舗での調査

【ふるさと納税の返礼品として提供される食品の不適正表示について】

九州農政局では、不適正な表示等を確認した際は、再発防止を含めた表示の改善が図られるよう是正指導を行っているところですが、九州地方ではふるさと納税に積極的に取り組む市町村が多いことから、ふるさと納税の返礼品として提供される食品（以下「食品返礼品」という。）の表示に対する是正指導も行っています。

ふるさと納税受入額は年々増加しており、これに伴い、肉・魚介・海産物などの食品返礼品について、産地偽装等の不適正な事例が複数発生しています。

こうした事態は、ふるさと納税制度の適正な運用に支障をきたすほか、食品に対する消費者の信頼を揺るがしかねないばかりか、農業者の適正かつ円滑な取引にも支障をきたす懸念があります。

九州農政局等が取り組んだ食品返礼品における不適正な表示の確認を踏まえ、令和5（2023）年12月27日、農林水産省、総務省、消費者庁及び国税庁の連名により地方自治体あてに、「食品返礼品の表示に係る関係法令の遵守」について通知を発出し、地方自治体が事業者への調査・確認を実施すること、食品表示法監視部局と連携することを要請しました。

引き続き、食品返礼品をはじめ、食品の適正表示のため、監視業務に取り組めます。

令和4年度以降の九州農政局管内における食品返礼品に係る不適正事例【食品表示法】

年月日	概要	事業者所在地	措置機関
令和4年11月29日	うなぎ加工品に事実と異なる原料原産地名を表示	福岡県	農林水産省
令和5年2月21日	生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	福岡県	福岡市
令和5年11月14日	生鮮鶏肉に事実と異なる原産地を表示	熊本県	農林水産省
令和5年11月14日	生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	福岡県	
令和6年2月6日	菓子類、果実加工品等の原材料等に不適正な表示	大分県	
令和6年10月22日	生鮮豚肉、生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	鹿児島県	鹿児島県 農林水産省 (牛トレサ法)

【病害虫のまん延防止に向けた取組の推進】

九州は温暖な気候で大陸に近く、病害虫の侵入リスクが高い傾向にあることから、九州農政局では、病害虫の発生・飛来状況を注視し、九州各県のまん延防止に向けた取組を支援しているところです。

令和6(2024)年度、農林水産省は病害虫発生予報を10件発表しました。九州各県からは、特に注意を要する病害虫について、警報^{*1}1件、注意報^{*2}44件、特殊報^{*3}6件が発表されました。

また、宮崎県や鹿児島県を中心に、サツマイモ基腐病によるかんしょの被害がみられています(令和3(2021)年をピークに減少傾向)。九州農政局では、まん延防止と被害低減に向け、県及び農研機構と連携して、生産者等への注意喚起及び防除技術の普及を推進しています。

さらに、かんきつ類等の害虫ミカンコミバエが長崎県、熊本県及び鹿児島県(島しょ部を含む)で誘殺されたため、県や市町村等が取り組んだ、雄成虫を誘引して殺虫する誘殺板の設置や、寄主植物の除去等の初動防除の取組に対し支援を行いました。

引き続き、農作物の病害虫のまん延を防止し、食料の安定供給を推進していきます。

- *1 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表
- *2 警報の次に、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要がある場合に発表
- *3 各都道府県において、新たな病害虫が発見された場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

【九州で特に警戒している主な病害虫】

サツマイモ基腐病



基腐病による、かんしょの被害状況

生研支援センター イノベーション創出強化研究推進事業(01020C) 戦略的スマート農業技術等の開発・改良(SA2-102N) 令和4年度版 マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より引用

ミカンコミバエ・誘殺板



果実や果菜類の大害虫
：ミカンコミバエ(成虫)
植物防疫所HPより引用

誘殺板(雄成虫を誘引
して殺虫)の設置状況
撮影：鹿児島県(徳之島)

サツマイモ基腐病防除対策リーフレット

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために

基腐病とは

- ・病原菌 糸状菌(カビの一種)
- ・寄主植物 主にさつまいも(ヒルガオ科のみ)
- ・症状 地際(土際)の茎が黒変し、葉は黄色や紫色に変色して、次第(し)おれる。茎葉が繁茂する時期には、ツルが黒色から黒褐色に変色し、地上部が枯死する。発病株の芋は、主になり首側から腐敗する。

まん延を防ぐ3つのポイント

- ① 基腐病菌を持ち込まない**
 - ・健全な種いも、苗の確保
 - ・種いも、苗の適切な消毒
 - ・ほ場で使った用具等の洗浄
- ② 基腐病菌を増やさない**
 - ・ほ場の排水対策
 - ・発病株の早期発見
 - ・発病株の抜き取り、持ち出し
 - ・初期防除の徹底
- ③ 基腐病菌を残さない**
 - ・残さの持ち出し
 - ・耕うんによる残さの分解促進
 - ・適切な土壌消毒
 - ・たい肥等の有機物施用

3つのポイントを合わせて行うことが大切です。

疑わしい株を見つけたら、最寄りの病害虫防除所・JFA等に相談ください。
(裏面には収穫後から植え付け前の対策を記載しています。)

農林水産省九州農政局

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために
(九州農政局)

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchi/ku/syokubou.html#sabol>

【家畜伝染性疾病のまん延防止】

九州では、令和2(2020)年度以降、5年連続で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、また、豚熱については、平成30(2018)年9月に岐阜県の養豚農場で発生して以降、令和5(2023)年8月に佐賀県唐津市の2農場において発生が確認されました。

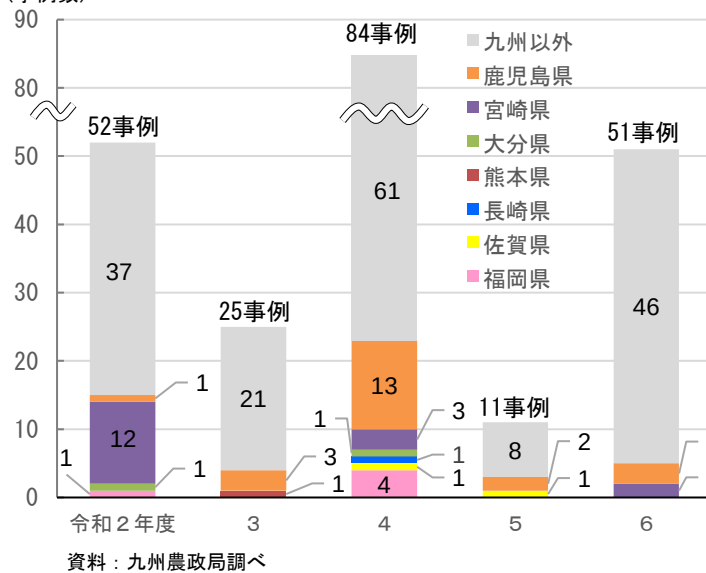
このため、九州農政局では、畜産農家の農場内に病原体を持ち込まないよう、車両消毒や野生動物対策等の飼養衛生管理基準の遵守を図るために必要な動力噴霧器や防鳥ネットの整備、鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するための入気口周辺に設置する細霧装置、野生イノシシの農場への侵入を防ぐための柵設置等への支援を行っています。

令和6(2024)年度の高病原性鳥インフルエンザの発生件数については、発生が多かった令和4(2022)、令和2(2020)年度と比較して減少しましたが、11月20日に鹿児島県出水市の農場(採卵鶏)において管内1例目が発生し、翌年3月までに2県5事例の発生が確認され、約38万羽の殺処分が行われました。

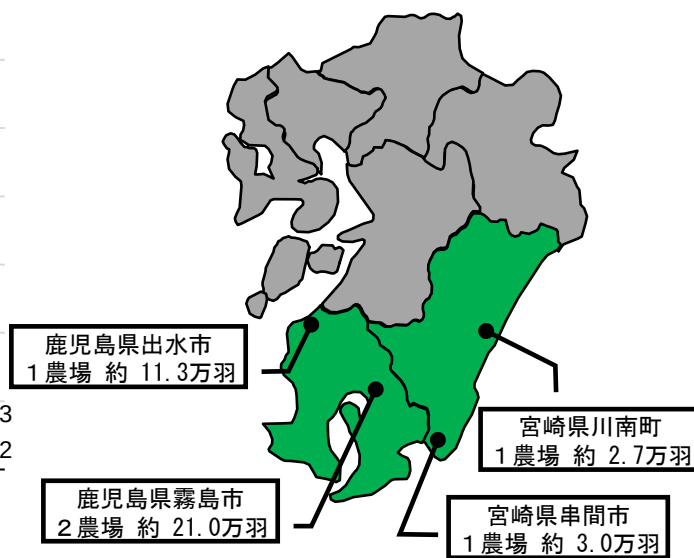
引き続き、大規模経営において特定家畜伝染病が発生した際には、防疫作業等の人的支援を含め、九州各県が取り組む防疫対応への支援に取り組んでいきます。

また、我が国での発生はないものの、韓国等の近隣諸国では継続的に発生し、我が国への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱について、令和5(2023)年度に引き続き、訪日客が多くプレーするゴルフ場や宿泊団体に対して、靴底消毒の徹底を呼びかけるポスターによる注意喚起の協力依頼を行いました。

(事例数) 高病原性鳥インフルエンザの発生状況(全国)



九州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(令和6(2024)年度)



ゴルフ場に設置された靴底消毒マット



ゴルフ場に設置された靴底消毒ポスター



職員の防護服着脱訓練

【食品ロスの削減に向けた取組】

我が国における「まだ食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）」の発生量は年間約472万トン（令和4（2022）年推計）で、国民1人当たりの食品ロス量は年間38kg、1日換算では約103グラムとおにぎり約1個の量に相当する分が廃棄されています。

こうした中、農林水産省では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月施行）に基づき、食品関連事業者の商慣習の見直し（食品小売業者の納品期限の緩和や、食品製造業者の賞味期限の年月表示化等）や需要に見合った販売の推進、消費者啓発用資材の提供などの取組を推進しています。

商慣習の見直し

- ・「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進、製造業・卸売業・小売業へ働きかけ
- ・10月を「食品ロス削減月間」10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、上記の働きかけを行うとともに、見直しに取り組む事業者の公表及び取組事例を農林水産省Webサイトで紹介

需要に見合った販売推進

- ・恵方巻シーズンにおいて、予約販売等によりロス削減に取り組む事業者の公表及び取組事例を農林水産省Webサイトで紹介

消費者啓発用資材の提供

- ・ろすのん ・ろすのん恵方巻バージョン ・mottECO
- ・てまえどり ・10月「食品ロス削減月間」ポスター
- ・外食時「おいしい食べきり」全国キャンペーンポスター



飲食店等でのロス削減

- ・外食時の「食べきり」「持ち帰り」の推進
- ・12月1日～1月31日の期間「おいしい食べきり」全国キャンペーンを実施

【みどりの食料システム戦略の推進】

農林水産省では、我が国の食料・農林水産業が直面する生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退、地球温暖化といった課題、また、SDGsや環境に対する国内外での関心の高まり等に対応するため、令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」することとしています。具体的には、同戦略において、2050年までに目指す姿として、

- ・農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- ・化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大

などの目標を掲げ、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷低減の取組を推進しています。

令和4(2022)年に制定された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」では、環境負荷低減に取組む生産者を対象とした環境負荷低減事業活動実施計画及び環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う事業者を対象とした基盤確立事業実施計画を認定する制度を設け、認定を受けた者に対しては、資金繰りの支援、税制優遇及び補助事業等の採択における優遇などの支援措置を講じています。

九州農政局管内でのみどりの食料システム法に基づく認定状況（令和7(2025)年5月末時点）は、生産者で2,418経営体、事業者で11事業者が認定を受けており、管内各地において環境負荷低減の取組が進められています。

また、九州農政局では、みどりの食料システム戦略の理解促進のための取組も行っており、学生への講義や消費者向けのイベントなどを実施しています。

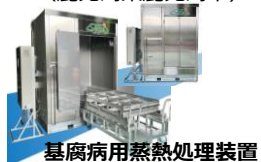
【九州農政局管内の基盤確立事業実施計画の認定事業者】

(株) オーレック
(福岡県広川町)



水田除草機

三州産業(株)
(鹿児島県鹿児島市)



基腐病用蒸熱処理装置

(有)そおりサイクルセンター
(鹿児島県大崎町)



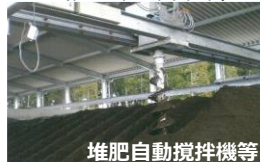
ペレット堆肥

(株) 天神製作所
(宮崎県都城市)



堆肥自動攪拌機

藤樹運搬機工業(株)
(福岡県久留米市)



堆肥自動攪拌機等

(株) 筑水キャニコム
(福岡県うきは市)



レーザー草刈機

JA鹿児島県経済連
(鹿児島県鹿児島市)



ペレット堆肥

(株) FTH
(鹿児島県鹿児島市)



蒸熱処理装置

大分県農業協同組合
(大分県杵築市)



省エネ型温度管理等により生産されたハウスみかん

大栄工業(株)
(佐賀県みやき町)



スクミリングカイ（ジャンボタニシ）捕獲機及び誘引剤

松元機工(株)
(鹿児島県南九州市)



乗用型茶園防除機

【みどりの食料システム戦略の理解促進】



48 若い世代への理解促進（出前授業）



インフルエンサーと連携した情報発信



イベントでのブース設置による消費者PR

【農山漁村から広がる新たな価値創造】

これまで農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んできました。

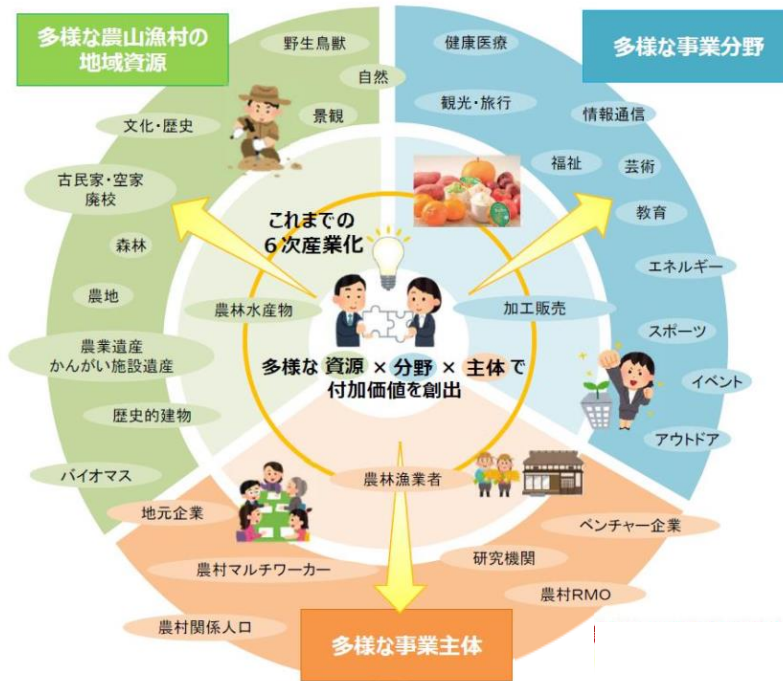
また、令和4(2022)年度からは、この6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」の取組を支援してきました。

令和7(2025)年度からは、「地域資源活用価値創出」と題し、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援していくこととしています。

地域資源活用価値創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

地域における
雇用・所得創出



【総合化事業計画の認定】

九州農政局において、「六次産業化・地産地消法」に基づき総合化事業計画の認定（いわゆる6次産業化認定）を行った件数は、471件（令和7(2025)年3月末）で全国の17.8%を占め、ブロック別では最も多い認定件数となっています。県別にみると宮崎県が全国第3位となっており、全国的に見ても6次産業化の取り組みが進んだ地域となっています。

認定件数

（令和7(2025)年3月末日現在）

都道府県	計	農畜産物 関係	林産物関 係	水産物関 係
福岡県	82	72	3	7
佐賀県	25	25	0	0
長崎県	38	26	2	10
熊本県	93	75	10	8
大分県	54	45	4	5
宮崎県	113	101	7	5
鹿児島県	66	53	2	11
九州計	471	397	28	46
全国	2,646	2,346	104	196

地理的表示（GI）登録産品は、国内161産品、九州では28産品が登録されています。



上品な香味と深いコクをもつ最高級品
「本枯本節」の生産量は、全国の本枯本節の7割以上を占め

【令和6(2024)年産米の状況】

主食用米の生産については、平成30(2018)年産以降、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わず、国が策定する米穀の需給見通し等の情報を踏まえつつ、農業者や集荷業者・団体が中心となって、それぞれの県で自主的に作成した作付方針(生産の目安)に沿って需要に応じた米生産に取り組んでいます。

主食用米の需要は、令和5(2023)年産米の需要が堅調に推移する中、令和6(2024)年8月の端境期において、南海トラフ地震臨時情報等により、スーパーでの米の購買量が前年に比べて増加したことから、全国的に、小売店等で米の品薄や価格が上昇し、九州においても同様の状況となりました。こうした状況を解消するため、農林水産省では、令和7(2025)年3月から政府備蓄米の引渡しを開始しました。

引き続き、都道府県別、地域別の作付意向の公表及び米に関するマンスリーレポートなどきめ細かな情報提供に努め、需要に応じた米生産を推進します。

令和6(2024)年産米の作付状況

単位：t、ha

県名	作付方針(生産の目安)		主食用米		目安に対する作付状況		(参考)7年産米の作付方針	
	生産量	作付面積	実生産量	実作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積
福岡	171,120	34,500	150,400	32,200	▲ 20,720	▲ 2,300	171,500	35,000
佐賀	127,724	24,609	111,100	22,000	▲ 16,624	▲ 2,609	130,304	25,107
長崎	55,988	11,544	45,600	9,360	▲ 10,388	▲ 2,184	57,159	11,785
熊本	153,568	29,960	148,600	28,800	▲ 4,968	▲ 1,160	154,413	30,100
大分	88,727	17,781	87,400	17,800	▲ 1,327	19	86,626	17,360
宮崎	84,255	16,987	59,600	12,400	▲ 24,655	▲ 4,587	67,500	13,800
鹿児島	90,000	18,600	73,300	15,600	▲ 16,700	▲ 3,000	90,000	18,600
九州	771,382	153,981	676,000	138,160	▲ 95,382	▲ 15,821	757,502	151,752
全国	6,690,000	—	6,792,000	1,259,000	—	—	6,830,000	—

注1：九州各県の作付方針(生産の目安)は、各県の農業再生協議会等が作成したもの(大分県は面積のみ提示のため平年収量を使って試算)。

注2：全国の生産量は、国が令和5(2023)年10月19日及び令和6(2024)年10月30日に策定した基本指針(需給見通し)における主食用米等生産量。

注3：主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和6(2024)年12月10日に公表した収穫量及び作付面積。

令和7(2025)年産米等の作付意向(令和7年4月末時点)

(千ha)

県名	主食用米			備蓄米		戦略作物													
	6年産実績	7年産意向	対前年実績	6年産実績	7年産意向	加工用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲免・酢粕飼料用稲)		麦		大豆	
						6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向
福岡	32.2	33.1	↗	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	2.2	1.6	2.3	2.2	1.2	1.1	7.7	7.3
佐賀	22.0	22.2	→	－	－	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6	2.3	2.1	1.1	0.2	6.5	6.7
長崎	9.4	9.3	→	－	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	1.6	1.6	0.1	0.1	0.3	0.2
熊本	28.8	29.4	↗	－	－	0.7	0.7	0.0	0.0	0.2	0.2	1.4	1.3	9.4	9.0	0.8	0.8	2.1	2.0
大分	17.8	18.0	↗	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.4	2.8	2.5	0.7	0.7	1.1	0.9
宮崎	12.4	13.0	↗	－	－	2.1	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.8	7.4	7.1	0.0	0.0	0.2	0.2
鹿児島	15.6	16.6	↗	－	－	1.4	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.5	4.2	3.9	0.1	0.1	0.3	0.3

資料：農林水産省「水田における作付意向について」(令和7年産第2回中間的取組状況(令和7年4月末時点))

注1：主食用米、戦略作物及び備蓄米の7年産意向(対前年実績)は、6年産実績と比較し、「赤色：増加傾向」(1%超増加)、「黒色：前年並み」(増減1%以内)、「緑色：減少傾向」(1%超減少)で分類。

注2：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の6年産実績は、取組計画認定面積。麦・大豆の6年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

【米粉の普及拡大の取組】

米粉用米の全国生産量は、平成29(2017)年度までは、2万t程度で推移していましたが、令和4(2022)年度には4.5万tまで増加し、その後、令和5(2023)年度は4万t、令和6(2024)年度は3.3万tと減少傾向で推移しています。九州の生産量は、平成29(2017)年度の2,082tから、令和4(2022)年度の4,284tをピークに、令和5(2023)年度は3,680t、令和6(2024)年度は2,303tまで減少しています。

農林水産省では、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用を重要な課題と位置づけ、米粉の利用拡大に向けた取組を支援するため、令和5年度補正予算にて米粉の利用拡大支援対策を実施、九州では、米粉商品開発等支援対策事業に5事業者が採択され、米粉・米粉製品の製造・増産に取り組んでいます。

加えて、農林水産省では、米粉に適した品種の開発・普及等を行うとともに、需要に応じた米粉用米の生産拡大が必要不可欠なことから、水田活用の直接支払交付金を継続して措置し、米粉用米を生産する農業者を支援しています。

九州農政局では、米粉用米の生産拡大、米粉商品の開発及び米粉の需要拡大を後押しするため、生産から加工・販売までの関係者を対象とした「米粉利用拡大セミナー」を開催しました。

【米粉利用拡大セミナー

「グルテンフリー食品の需要と輸出拡大の可能性」開催】

令和7(2025)年2月25日に、熊本地方合同庁舎において、九州の生産者や製粉業者及び食品加工業者、行政関係者など約70名が参加した米粉利用拡大セミナーを開催しました。

セミナーでは、米粉を利用したグルテンフリー商品開発の取組みとして株式会社SAKUの齊藤社長に事例を発表いただき、また、国外の米粉需要について特定非営利活動法人国内産米粉促進ネットワークの萩田理事長に講演いただきました。

また、原料や商品等を紹介するブースの設置も併せて行い、ブースでは関係者間のマッチングを図りました。

参加者からのアンケート結果では、回答者の約半数から「新たなマッチングへ繋がった。」との回答があり、グルテンフリー食品の製造については製造・販売業の9割の方から「既にグルテンフリー食品の製造を行っている」、1割の方から「これからグルテンフリー食品の製造を行いたい」との回答をいただき、グルテンフリー食品の注目度が高いことが伺えました。



セミナー会場



玄米パスタ・玄米うどん



米粉を使用した粉製品



出展ブース



お米のプロテイン・介護食



お米の「クスクス」

【九州で令和6(2024)年度までに73産地が創設】

水田農業においては、主食用米の需要量が毎年10万t程度減少すると見込まれる中、水田における高収益作物の導入を進め、農業所得を向上させていくことが重要です。

このため、九州農政局では基盤整備を担当する農村振興部、生産振興を担当する生産部が連携し、県ごと、地域ごとに意見交換を行い、地域の意見・要望を踏まえた産地計画作りに向けた助言や支援策の提示等の取組を進めています。

その結果、九州では、令和6(2024)年度に3産地増加し合計で73産地が創設され、全県において水田における野菜、果樹及び花き等の高収益作物への転換が拡大しています。

九州における水田農業高収益作物化推進計画の策定状況

<長崎県>

市町村	産地数	品目
平戸市 (向月)	4	秋ばれいしょ、ブロッコリー、かぼちゃ、たまねぎ
平戸市 (大野)	2	ブロッコリー、たまねぎ
壱岐市	4	たまねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、アスパラガス
五島市	4	ブロッコリー、かぼちゃ、たまねぎ、レタス
雲仙市 (守山)	3	ブロッコリー、ばれいしょ、たまねぎ
雲仙市 (山田)	3	ブロッコリー、たまねぎ、ほうれんそう
南島原市 (南有馬)	1	トマト
南島原市 (北有馬)	1	トマト
西海市	1	ブロッコリー
波佐見町	3	キャベツ、ブロッコリー、ばれいしょ

産地数：73
(令和7(2025)年3月末時点)

<佐賀県>

市町村	産地数	品目
江北町	1	みかん
大和町	1	みかん
佐賀市 小城市 多久市	1	きゅうり

<福岡県>

市町村	産地数	品目
朝倉市 筑前町	1	アスパラガス
筑後市	1	ゆり
上毛町	1	コケ
那珂川市	1	子実用とうもろこし
行橋市	1	ホウレンソウ
鞍手町	1	子実用とうもろこし
小竹町	1	子実用とうもろこし
築上町	1	子実用とうもろこし

<大分県>

市町村	産地数	品目
大分市	4	キク、いちご、ぶどう、大葉
臼杵市	1	キウイフルーツ
佐伯市	5	レモン、栗、枝豆、ほうれん草、キウイフルーツ
日田市	2	梨、梅
豊後高田市	2	白ねぎ、いちご
中津市	1	アスパラガス
由布市	2	梨、キウイフルーツ
宇佐市	1	白ねぎ
豊後大野市	3	柿、栗
国東市	1	小ねぎ
杵築市	1	いちご

<熊本県>

市町村	産地数	品目
嘉島町	1	ミニトマト
熊本市	1	ナス
玉名市	1	イチゴ
八代市	3	トマト、アスパラガス、ブロッコリー

<鹿児島県>

市町村	産地数	品目
日置市	2	ミシマサイコ、葉ねぎ
曾於市	4	さつまいも、さといも、キャベツ、たまねぎ

<宮崎県>

市町村	産地数	品目
日向市	1	へべす

(※数字は産地数)

【国産花粉確保の取組】

なし、りんご等については、自分の花粉や同じ品種の花粉では受精しない特性があります。このため、なし、りんご等の生産においては、確実に受粉・結実させるため、人為的に他品種の花粉を用いた人工授粉が行われています。

人工授粉に使用する花粉は、なし、りんご等の生産にとって必要不可欠な資材ですが、これまで国内で全てを賄うことはできず、主に中国からの輸入に頼っていました。この花粉が特定の国や地域に依存した状態であることは、安定的な生産に支障を生じさせる恐れがあるだけでなく、仮に、有効的な防除方法のない病気が花粉を通して日本国内に蔓延した場合には、国内の果樹産地に大きな被害を与えかねない状況となります。

令和5(2023)年8月、中国における火傷病^{かいしょうびょう}の発生確認に伴い、感染のおそれのある植物(なし、りんご等)は花粉を含めて中国からの輸入を停止しました。

このため、農林水産省では、県や関係機関と連携して緊急的に実態把握を実施し、既に輸入された中国産の花粉が使用されないよう取り組みました。また、中国産のなしやりんごの花粉の輸入停止に伴う花粉不足により日本国内でのなしの生産への影響が懸念されたため、国産花粉確保の体制の構築とともに、花粉生産技術の実証が実施されました。

さらに、花粉の全国流通供給体制の構築に向けた取組として、国産花粉の需給量、火傷病未発生国からの輸入の可能性、国内他産地の花粉の活用などの調査も支援し、生産者の国産花粉への切替えの参考となるようウェブサイトで情報が公表されました。

果樹の生産に必要な花粉を国産で賄うことは、国内で発生が確認されておらず、有効な防除方法のない病気へのリスク回避の観点からも重要であり、国産果実の安定確保に向けて、引き続き、国産花粉の確保に取り組んでいきます。



火傷病の病徴写真



人工授粉… 人手による授粉。農薬散布等の影響により花粉媒介昆虫の活動が著しく制限されたり、果樹園が集合した産地などで自然状態での授粉が困難な場合に実施。また、受粉の安定化や高品質果実の生産の目的でも行われる。

火傷病… 日本では発生が確認されておらず、有効な防除方法はなく、感染すると樹全体が枯死することもあり、感染した花粉により伝染する可能性も高い。特徴的な症状として、葉や枝が火にあぶられたような症状。

* 花粉生産技術の実証

【佐賀県伊万里市で実施したなし花粉確保の取組】

(令和5年度補正 花粉供給緊急対策事業)

九州有数のなしの産地である、佐賀県伊万里市において、JA伊万里梨部会、JA伊万里、佐賀県、伊万里市が連携して、令和6年度産向け、なしの授粉に必要な花粉の不足量調査を実施した上で花粉生産技術の実証を行いました。

この実証では、令和6(2024)年3月上旬に施設栽培(加温及び無加温)の豊水から充実した花粉を得るために樹上で採取適期まで成長させた花蕾(からい)を採取し、花粉を確認したところ、施設栽培の豊水でも花粉採取量及び花粉品質とも、十分に利用できるという結果を得て、花粉が不足する園地において令和6年度産なしの生産(授粉)に活用しました。

- ・ 加温ハウス(10.0a)から562.8g(発芽率70.8%)
 - ・ 無加温ハウス(4.2a)から274.3g(発芽率81.9%)
- の花粉をそれぞれ採取

なしの花粉採取実証の様子



花蕾採取



開薬(かいやく)



花粉精製

【肉用牛・酪農の収益力向上に向けた取組】

近年、高齢化・後継者不足等により畜産農家戸数が減少している中、国内外で高まる牛肉・牛乳乳製品のニーズに対応した生産体制の構築が課題となっています。

このような状況を踏まえ、国産飼料の生産・利用の拡大による飼料自給率の向上、畜舎の整備や省力化に資する先端技術の導入等による生産コストの削減など、肉用牛・酪農の収益力向上が重要となっています。

九州農政局では、国産飼料増産対策や畜産クラスター^{*}の取組等を推進しています。

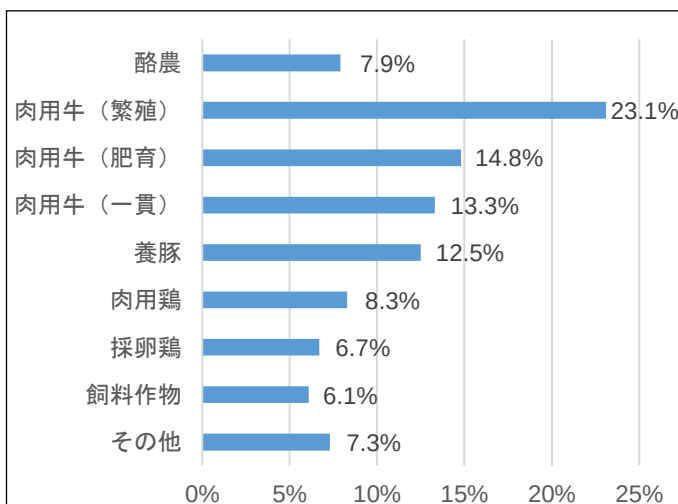
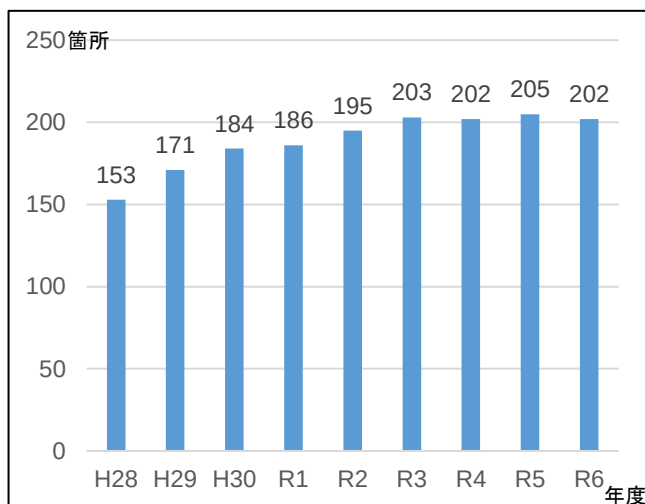
畜産クラスター関連事業については、平成26(2014)年度より開始され、肉用牛、酪農等の生産基盤の維持・強化を図るため、各地域において積極的に取組を行っており、令和6(2024)年度の畜産クラスター協議会数は九州全体で202箇所^{*}に及ぶなど取組の重要性が浸透しているところです。

今後とも、畜産クラスターの取組の推進等を通じ、地域の関係者の連携、それに対する国の支援を進めることにより、生産効率の改善や生産コスト低減等による体質強化を図っていくこととしています。

^{*}畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が、ぶどうの房（クラスター）のように一体的に結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

九州における畜産クラスター協議会の設立数

九州における畜産クラスター協議会の対象畜種の割合
(令和6(2024)年度)



肉用牛繁殖経営で生産された子牛のほ育・育成を
集約的に行うキャトルステーション



酪農経営の労働負担軽減を図る搾乳ロボット

【生産農業所得に占める経営所得安定対策等交付金の割合は12.9%】

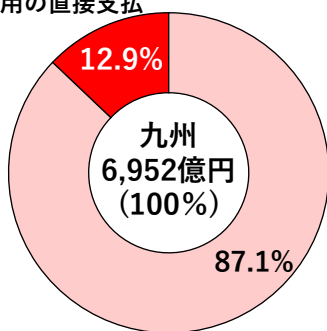
経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、麦、大豆、そば、なたね等の畑作物について、諸外国との生産条件の格差から生ずる価格の不利を補填する「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」、さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する「水田活用の直接支払交付金」を措置しています。

九州における令和5（2023）年度の経営所得安定対策等交付金の交付額は、896億円（畑作物の直接支払交付金300億円、水田活用の直接支払交付金596億円）で、全国に占める割合は18.3%となっています。

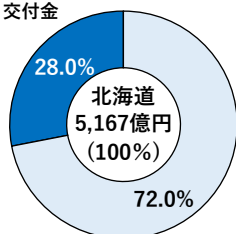
生産農業所得のうち経営所得安定対策等交付金の割合は、九州で12.9%、麦、大豆の作付が多い佐賀県では33.2%、福岡県では24.0%となっています。

生産農業所得のうち経営所得安定対策等交付金の割合(令和5（2023）年度)

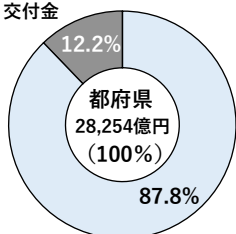
畑作物の直接支払
水田活用の直接支払
交付金



畑作物の直接支払
水田活用の直接支払
交付金



水田活用の直接支払
畑作物の直接支払
交付金



単位：億円、%

区 分	支払金額	畑作物の 直接支払 交 付 金	水田活用 の直接支 払交付金	生産農業 所得	生産農業所 得に占める 経営所得安 定対策等交 付金の割合	参考） 収入減少 影響緩和 交付金 補てん総額
全 国	4,896	1,926	2,970	32,929	14.9%	32
北 海 道	1,448	1,091	357	5,167	28.0%	4
都 府 県	3,448	836	2,613	28,254	12.2%	28
九 州	896	300	596	6,952	12.9%	x
福 岡	225	114	111	938	24.0%	0
佐 賀	202	114	88	609	33.2%	x
長 崎	36	7	29	561	6.4%	0
熊 本	177	36	142	1,554	11.4%	0
大 分	84	23	61	537	15.6%	0
宮 崎	102	1	101	1,219	8.4%	0
鹿 児 島	69	4	65	1,534	4.5%	0

注：1 四捨五入により合計値と内訳が一致しない場合がある。
2 都府県の値は、都府県別の公表値を積算して算出した。
3 収入減少影響緩和交付金は、参考として記載し集計から除外した。

資料：農林水産省「令和5年度の経営所得安定対策等の支払実績(令和6年10月18日)」
農林水産省「生産農業所得統計」

【参考】価格格差を補填するゲタ対策の平均交付単価の算定方法

〈算定式〉

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費 (直近3年平均)} - \text{販売価格 (直近5年中最・最低を除く3年の平均)}}{\text{単収 (直近7年中最・最低を除く5年の平均)}}$$

例：小麦の平均交付単価(円/60kg)の算定方法

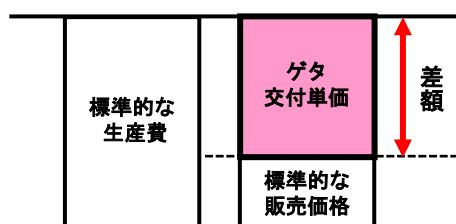
- 10a当たりの標準的な生産費：63,000円……①
単収(10a当たりの平均収量)：400kg……②
60kg当たりの標準的な販売価格：3,000円……③

$$\text{①} \div \text{②} - \text{③} \div 60\text{kg} = 1\text{kg当たりの平均交付単価}$$

$$63,000\text{円} \div 400\text{kg} - 3,000\text{円} \div 60\text{kg} = 107.5\text{円}$$

小麦60kg当たりの平均交付単価
107.5円 × 60kg = 6,450円

〈交付単価のイメージ〉



【国際水準GAPの推進】

GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、その導入によって、農業経営の改善や効率化に繋がることから、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、人権保護、農場経営管理を含む国際水準GAPを推進しています。

農林水産省では、令和4（2022）年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定するとともに、国際水準GAPを広く理解し、実践してもらうことができるよう、共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を策定し、国際水準GAPの普及を推進しています。

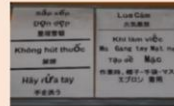
九州農政局では、①交付金事業を通じたGAP指導員による指導活動等の支援、②補助事業による輸出に向けた認証取得の推進、③GAP認証農産物を取扱う意向を有している実需者の「GAPパートナー」への登録拡大、④九州のGAP取組事例の紹介などの取組を行っています。GAPパートナーは全国71社、うち九州23社となっています（令和7（2025）年3月末現在）。

「九州のGAP取組事例」

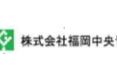
http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/gap/gap_torikumi.html

GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）

農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称しています。

食品安全	環境保全	労働安全	人権保護	農場経営管理
（取組事項の例） ・食品安全に係るリスク管理 ・使用する水のリスク管理 ・異物混入の防止 ・農薬の適正使用と記録 ・農産物取扱施設の衛生管理  集出荷作業における服装（マスク、布巾・手袋等の着用）のルール化	（取組事項の例） ・環境負荷に係るリスク管理 ・温室効果ガス削減の取組 ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理 ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実施 ・廃棄物の適正処理・利用  農業空容器は分別して処理	（取組事項の例） ・労働安全に係るリスク管理 ・機械・設備の点検・整備 ・作業安全用の保護員の着用 ・農場内の整理整頓、清掃 ・農薬の適切な取扱と保管  危険な作業はスイッチを止めてから行う（巻き込まれ防止）	（取組事項の例） ・労働者への労働条件の提示と遵守 ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施 ・技能実習生等の受入に係る環境整備  掲示物には外国人技能実習生の母国語を併記	（取組事項の例） ・基本情報の整理 ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定 ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存 ・クレームへの対応手順の策定  ほ場等の情報を地図とともにパソコンで整理

九州のGAPパートナー23社（令和7（2025）年3月末現在）

 イオン九州株式会社	 にじふストア	 コアおおい	 生協コースかこしほ	 トキバ インダストリー	 マルミヤストア	 マルキョウ	 Tsuryo ONE
 野菜 Vets	 にんじん	 鹿児島市中央卸売市場 鹿児島青果株式会社	 「国の手」買します カット野菜・果物 青果卸・水産 かねやま	 熊本大同青果株式会社	 the food industry O-ETSU食品工業株式会社	 MURAD YAHIME	 FIELD OF DREAMS 佐賀東部青果
 鹿児島中央青果株式会社	 株式会社福岡中央青果	 おいしさつなぐ 大鳥屋	 福岡大同青果株式会社	 生活協同組合 ララコフ	 岩田産業グループ	 もう一歩前進します 福岡中央卸売市場仲卸 大栄青果株式会社	

※各GAPパートナーの紹介は農林水産省ホームページ「Goodな農業！GAP-info」に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap-info.html>

【スマート農業技術活用促進法の成立】

今後、農業者の大幅な減少が見込まれることから、昨年の通常国会で「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」が成立し、令和6（2024）年10月1日に施行されました。

この法律は、①農業現場でのスマート農業技術の導入を後押しする生産方式革新実施計画、②技術開発とその普及を後押しする開発供給実施計画の認定制度を設けるもので、これらの認定を通じ生産性の向上を促進することとしています。

九州農政局では、管内でスマート農業実証プロジェクトに取り組まれたメンバーや試験研究機関、行政等の関係者から構成される「九州スマート農業技術情報連絡会議」を設置しており、これら法律に係る政策の発信や現場での実証や取組事例の情報交換等により、スマート農業技術の現場実装の加速化を推進してまいります。

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画

（**生産方式革新実施計画**）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画

（**開発供給実施計画**）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等**
※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【九州スマート農業技術情報連絡会議の主な取組】

○「九州スマート農業技術情報連絡会議」開催

令和6（2024）年度連絡会議を8月27日にWeb会議方式により開催。

○スマート農業関連のイベント開催

・令和6（2024）年12月20日に「スマート農業推進フォーラム2024in九州」を福岡県久留米市で開催

※法律及びフォーラムの概要はHPに掲載しております

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/gizyutu/smart.html>。

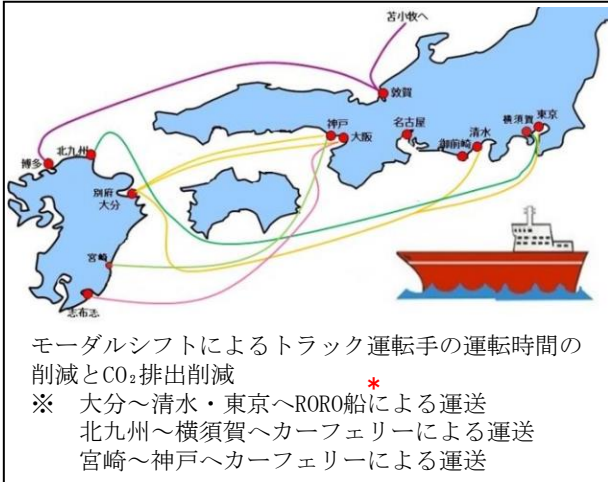
【農産物等におけるトラック輸送の現状】

農林水産物・食品の物流は、トラックによる輸送が大宗を占めています。また、①品質管理が厳しいこと等により、運行管理が難しい、②出荷量が直前まで決まらないこと、市場等での荷降ろし時間が集中するため、待ち時間が長い、③手積み、手降ろし等の手荷役作業が多いといった特徴から、他業種に比べて効率化が難しいものとなっています。

特に、九州では、関東や関西等の大消費地から遠隔地であることから、農林水産物・食品の、荷待ちや荷下ろしの作業時間の短縮や、共同での輸配送方式、モーダルシフト（鉄道や船舶）への変更など、物流の効率化に向けた取組が重要な課題となっています。

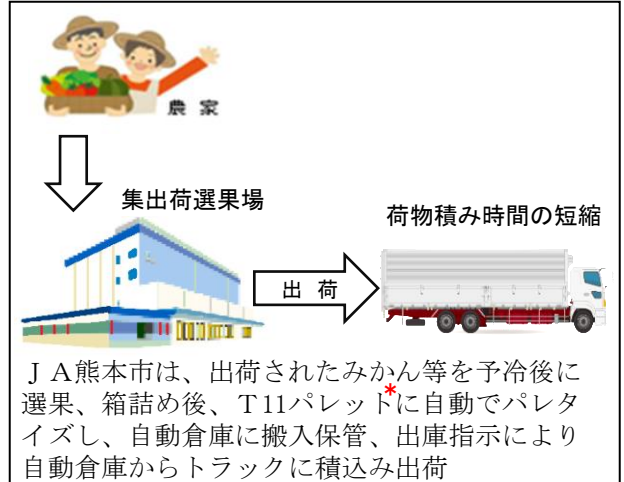
九州における農産物等の物流効率化に向けた主な取組

1. カーフェリー等を利用した取組



* RORO船（ローローせん）とは、車両や貨物を積み降ろしする際に、クレーンなどを使わずに車両が自走して船に乗り込んだり降りたりできる船のこと

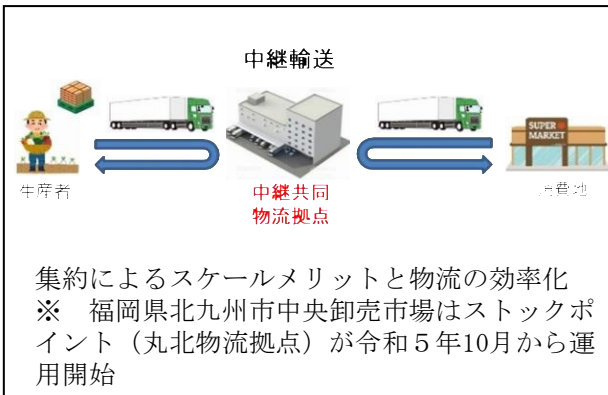
2. 選果場におけるパレタイジング*



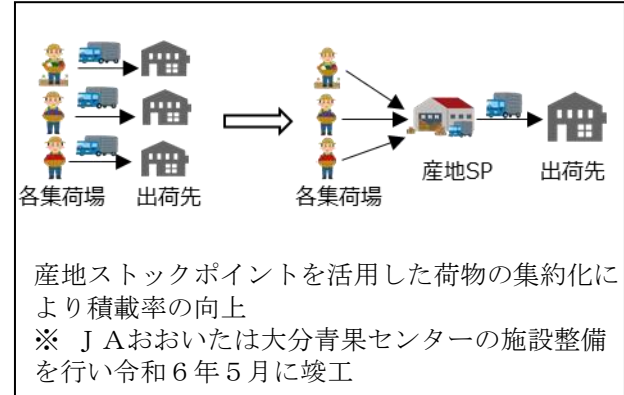
*パレタイジングとは、製品や荷物をパレットの上に効率的に積み重ねる作業やプロセスのこと

*「T11パレット」とは、日本の物流業界で最も一般的に使用されている標準サイズのパレットのこと

3. 物流拠点の整備



4. 産地集荷場の集約化



【農林水産品・食品物流問題対策について】

全国各地・各品目の農林水産業者、食品製造業者、食品流通業者、食品小売業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図り、物流の確保に万全を期すため農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」が設置されました。

その下で具体的な物流課題への対処を担う「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」が設置され、令和6（2024）年1月から令和7（2025）年3月までに計6回会合を開催して物流の課題に取り組んでいます。

具体的には、物流に関する相談の受付、タスクフォースメンバーの現地派遣、改善策の実施、先進・優良事例の情報発信をしています。九州農政局においても、現場の現状と課題の聞き取り、先進・優良事例の情報発信を行っています。

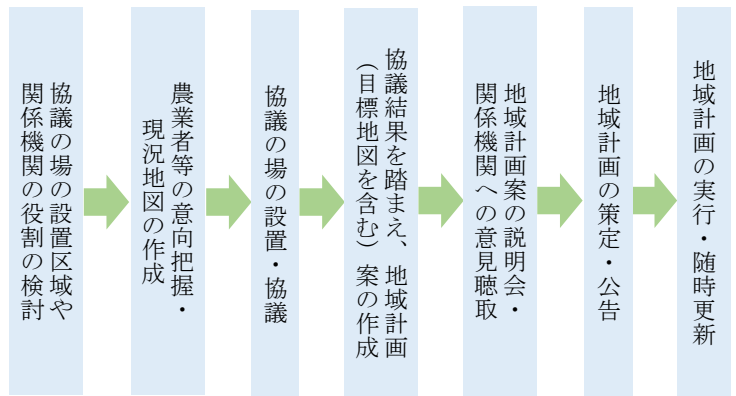
今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。このような中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

このため、（１）地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、（２）それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることを定めた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和５（２０２３）年４月に施行され、各市町村において地域計画の策定に向けた取組が行われてきました。

策定期限を迎えた令和７（２０２５）年３月末において、九州では３,５４０地区の地域計画が策定されたところであり、今後はその達成に向けた取組や継続した話し合いによる将来像の明確化に向けた取組が始まろうとしています。

九州管内の取組状況（令和７（２０２５）年３月末速報値）及び地域計画策定フロー図

県名	策定市町村数	策定地区数
福岡県	52	425
佐賀県	20	343
長崎県	21	428
熊本県	45	420
大分県	17	473
宮崎県	26	791
鹿児島県	43	660
九州計	224	3,540



資料：九州農政局調べ

注：速報値であるため、今後、数値の修正が生じる場合がある。

【事例】【地域計画策定の先行モデル市町村の取組】

九州農政局では、地域計画策定に取り組む市町村を後押しするため、各県と連携・協力し、地域計画策定の先行モデル市町村（令和５（２０２３）年３月１日現在）を選定し、伴走型のサポート活動を実施してきました。

そのひとつである長崎県西海市は、地域計画の取組を広く市民に知ってもらうため、親しみやすいデザインを用いたパンフレットを作成し、市広報誌に挟み込む形で市内全戸（約１０,０００世帯）に配布しました。

西海市は農業委員会など関係機関とともに地域の農業者等と一体となって策定作業に取り組み、令和７（２０２５）年３月末までに予定していた全１２地区で地域計画を策定しました。今後は策定した地域計画のブラッシュアップとともに、その達成に向けた取組を進めることとしています。

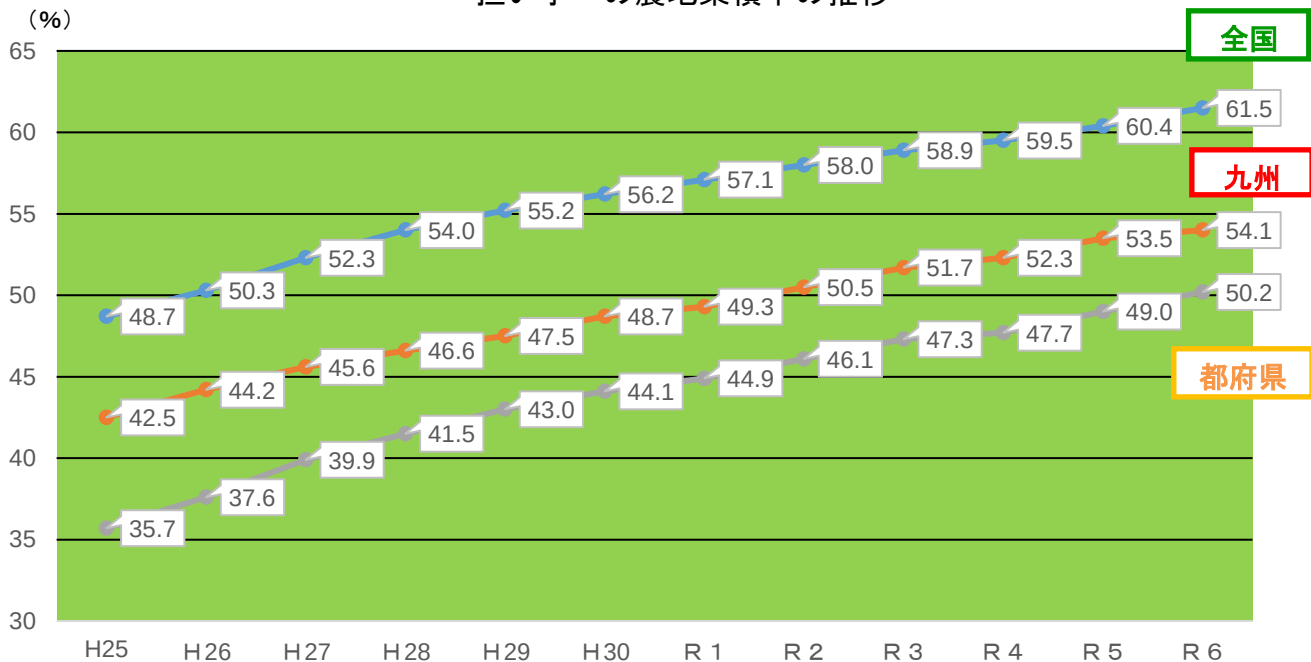


令和６年度に配布したパンフレットの一部

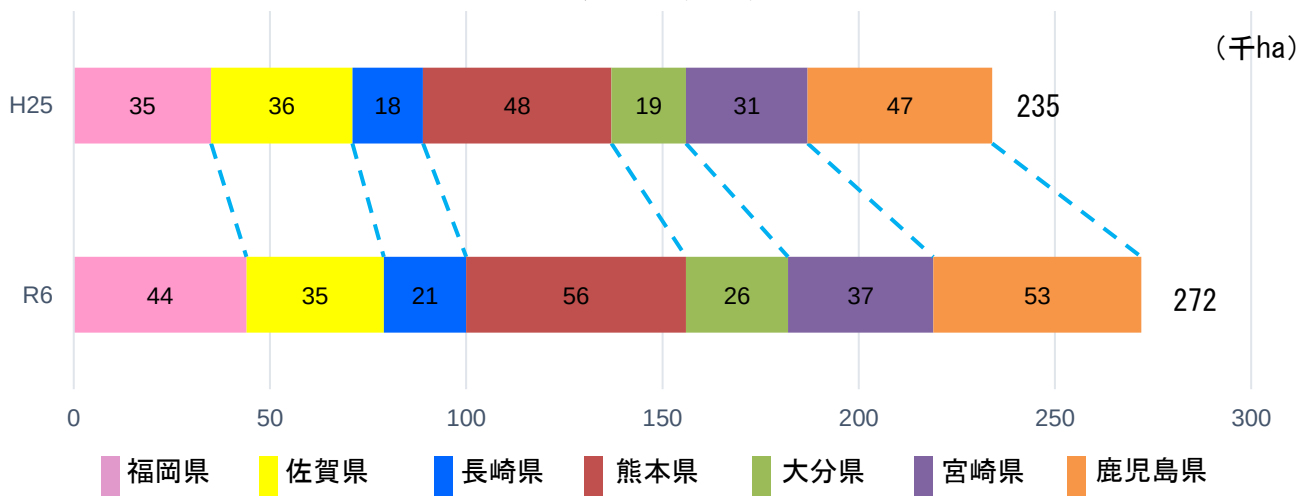
九州における担い手への農地集積率は、平成25(2013)年度は42.5%となっていました
が、平成26(2014)年の農地中間管理機構（以下「機構」という。）設置以降着実に伸び
ており、令和6(2024)年度は54.1%となりました。

農業者の減少が進行する中、農業の生産基盤を維持する観点から、農地の受け手とな
る農業経営体の役割が一層重要となっていることから、九州農政局では農地の集約化等
の更なる加速化に向け、各市町村における地域計画策定のサポートと併せて、農地中間
管理事業の実施による農用地の利用権設定等が円滑に行われるよう、各県・機構と協力
して促進計画の策定に向けた体制整備を進めてきたところです。

担い手への農地集積率の推移



九州各県における担い手への農地集積面積の推移（ストックベース）



資料：農林水産省調べ

人 — 認定農業者制度 —

【認定農業者数は減少、法人経営体は増加】

認定農業者制度とは、経営の規模拡大、生産方式の合理化等の経営改善に取り組む農業者の計画を市町村等が認定し、重点的に支援措置を講じようとするものです。近年、農業者の営農活動が広域化していることを踏まえ、令和2(2020)年4月から市町村の区域や都道府県の区域を越える経営については、都道府県又は国が認定する広域認定の仕組みが措置されました。

九州における令和6(2024)年3月31日現在の認定農業者数は42,813経営体で、全国の約2割を占めており、熊本県が9,913経営体(全国3位)、鹿児島県が7,438経営体(同9位)、宮崎県が7,256経営体(同10位)となっています。

認定農業者数は平成22(2010)年をピークに減少傾向にあるものの、法人の認定数は5,452経営体と増加傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると約1.9倍となっています。

営農類型別の認定状況は、複合経営*1が全体の約4割となっており、単一経営*2でみると、全国に比べ施設野菜や肉用牛・養豚・養鶏等の割合が高く、稲作の割合が低くなっています。

*1 複合経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営

*2 単一経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営

認定農業者の認定状況(令和6年3月末現在)

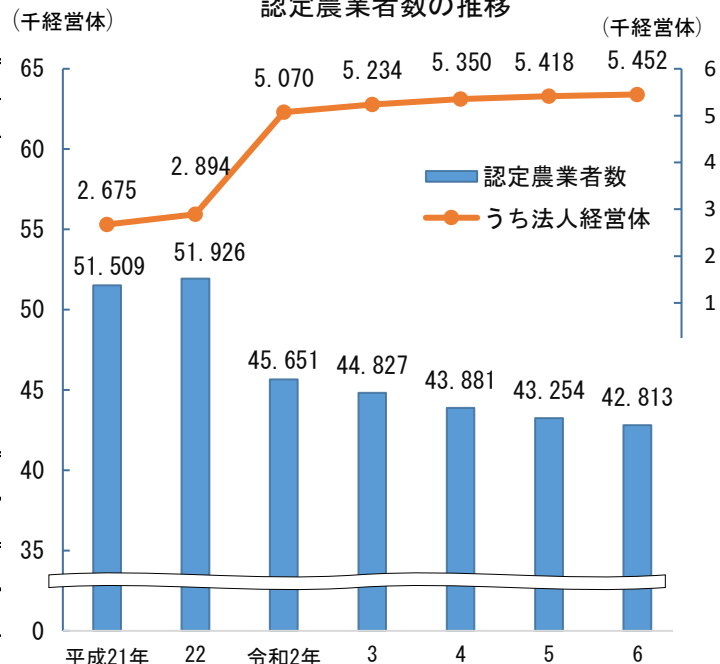
単位: 経営体

県名	認定農業者数	前年増減	うち	
			法人数	前年増減
福岡県	5,706	-139	770	-5
佐賀県	3,598	10	297	4
長崎県	5,011	-62	373	0
熊本県	9,913	7	1,119	21
大分県	3,733	-63	739	10
宮崎県	7,256	-125	821	-6
鹿児島県	7,438	-89	1,264	-4
県計	42,655	-461	5,383	20
九州農政局	158	20	69	14
九州計	42,813	-441	5,452	34
全国	216,784	-3,112	29,128	411

資料: 農林水産省経営局経営政策課調べ

※九州農政局欄は、管内の複数県にまたがる経営の認定数

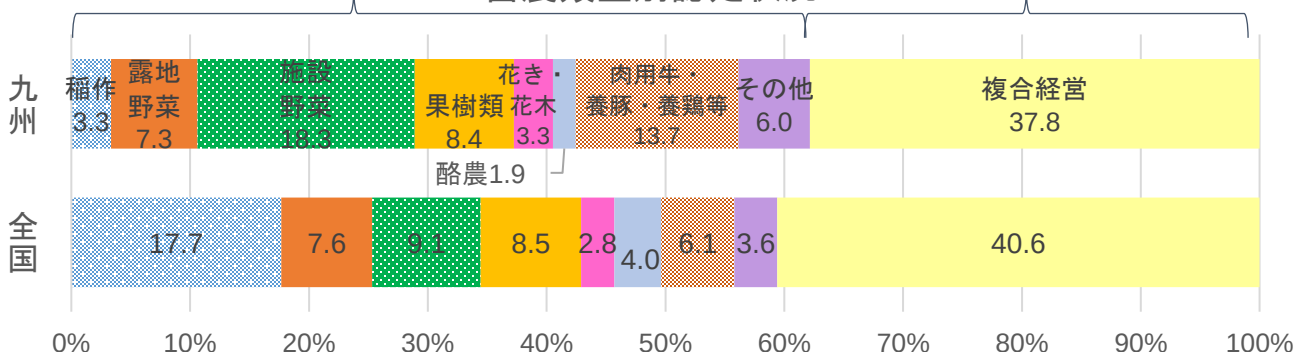
認定農業者数の推移



単一経営

営農類型別認定状況

複合経営



資料: 農林水産省経営局経営政策課調べ

人 — 農業経営の法人化 —

【法人化が着実に進展】

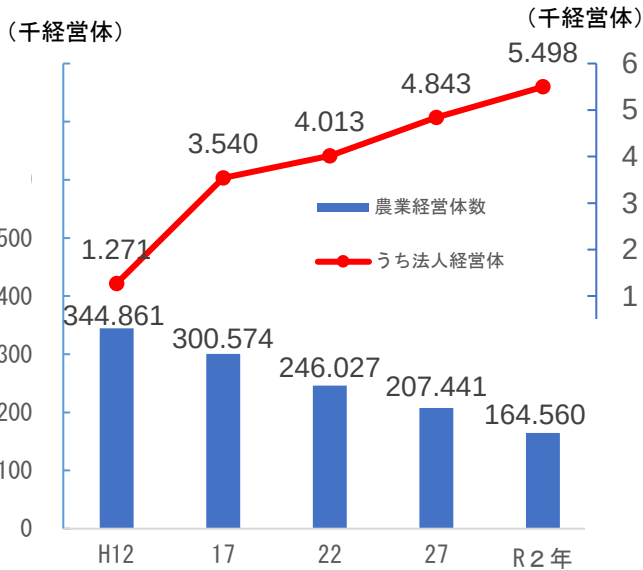
農業経営の法人化は、経営管理の高度化、対外信用力の向上、安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などの効果が期待されます。各県においては、経営上の課題に応じた専門家派遣等を行う農業経営・就農支援センターを設置し、農業経営の法人化や経営発展に向けた取組を支援しています。

九州の法人経営体数は年々増加しており、令和2（2020）年時点で5,498法人となっています。農業経営体数が減少する中で農業経営の法人化は着実に進んでいます。集落営農についても、全体の組織数が減少する中、集落営農法人（828法人^{*1}）は増加傾向にあります。

また、農地を所有できる農地所有適格法人は3,655法人^{*2}（対前年比100.03%）、リース方式^{*3}により農業参入した一般法人は451法人^{*4}（対前年比101.6%）と、いずれも着実に増加しています。

*1 令和6（2024）年2月1日現在、*2及び*4 令和5（2023）年1月1日現在、*3 リース方式：解除条件付きで、一般法人の農地の借入れを可能とするもの

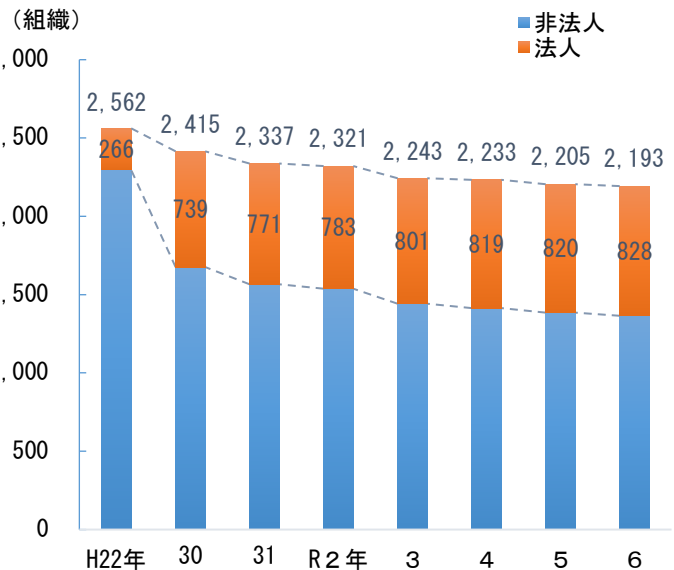
農業経営体数と法人経営体の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

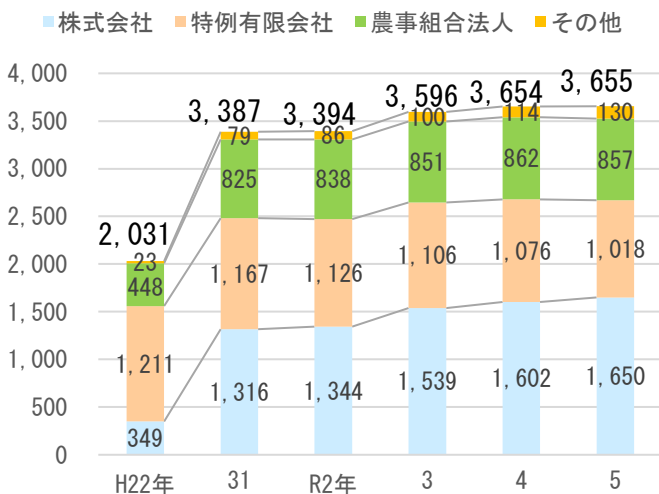
注：法人経営体とは、農業経営体のうち法人化して事業を行う者

集落営農数、集落営農法人の推移



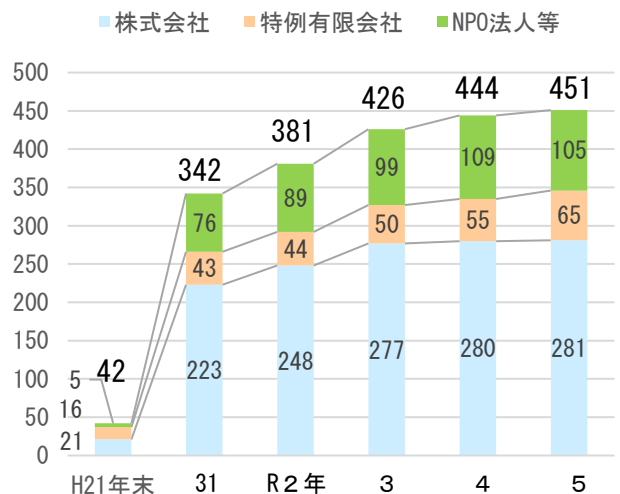
資料：農林水産省「集落営農実態調査（確報）」

農地所有適格法人数の推移



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

一般法人の農業参入状況



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

【九州の認定新規就農者】

令和5(2023)年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者(市町村から青年等就農計画の認定を受けた農業者)数は524経営体となっており、全国2,425経営体の約22%を占めています。

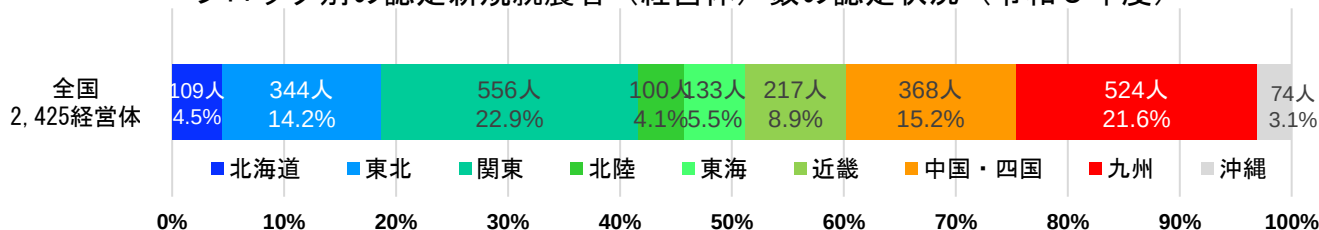
管内県別でみると鹿児島県113経営体、熊本県106経営体、福岡県105経営体の順となっています。

認定新規就農者に対しては、早期の経営安定に向けたメリット措置(経営開始資金、経営発展支援事業、青年等就農資金等)を集中的に実施しています。

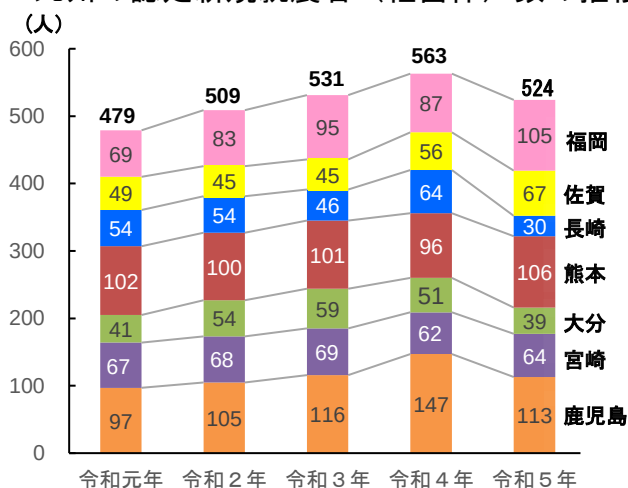
近年、少子化等により認定新規就農者数は減少傾向にありましたが、令和元年以降は500人前後で推移しています。

また、営農類型別では、施設野菜、肉用牛が全国と比較して高い割合となっています。

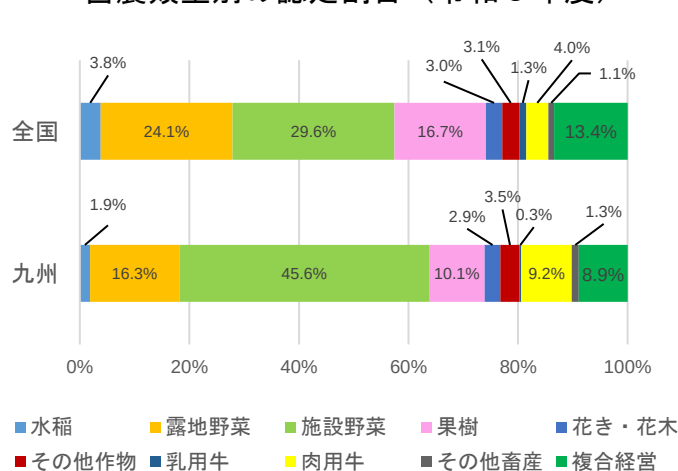
ブロック別の認定新規就農者(経営体)数の認定状況(令和5年度)



九州の認定新規就農者(経営体)数の推移



営農類型別の認定割合(令和5年度)



資料：農林水産省公表「認定新規就農者の認定状況」を基に九州農政局で作成

【事例】研修期間中に独立経営方式へ移行することで経営者マインドを醸成

【公益財団法人 志布志市農業公社(鹿児島県)】

農畜産物の輸入自由化、価格低迷、後継者不足などを背景に、平成8(1996)年に行政とJAが連携して志布志町農業公社を立ち上げ、ピーマンを対象品目として新規就農者の育成を開始しました。

特徴的な取組として、研修2年目に、農業公社の斡旋を受けて就農地を確保し、研修生は1年目の研修を踏まえ、自ら生産したものを出荷して得る収益で生計を立てています。(独立経営方式)JAのピーマン部会員は、平成8(1996)年農業公社設立時の35人から令和6(2024)年には100人(農業公社卒業生約7割)と大幅に増加し、平均年齢も若返っています。



研修生の皆さん

【女性農業者の経営・社会参画の推進】

女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手です。今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、女性農業者が活躍しやすい環境を整備することが重要です。

九州農政局は、「第5次男女共同参画基本計画（令和2（2020）年12月閣議決定）」に基づき、農業委員や農業協同組合役員、土地改良区理事への女性登用促進の働きかけや、女性農業者のスキルアップと交流を目的としたイベントの開催、意欲的に農業経営を展開する女性農業者の事例を収集し、ホームページで紹介する等の取組を行っています。

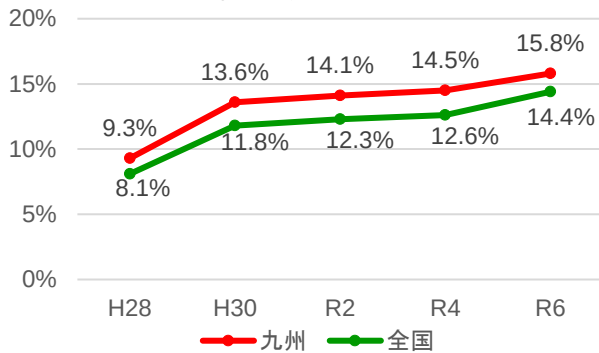
また、九州管内の女性農業者の取組や活躍に資する情報を、Facebookグループ「九州農業女子トークルーム」でも発信しています。

今後も、引き続き女性農業者が輝いて活躍できる取組を推進します。

事例情報「九州のがんばる女性農業者」

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/danjyo/jyoshi.html>

農業委員に占める女性の割合の推移
各年10月1日現在



資料：農林水産省経営局調べ



女性農業者向けイベント



女性農業者の事例

【九州農業女子スクール】

令和7（2025）年1月21日、佐賀県で開催された「全国農業担い手サミットinさが（1月22日・23日）」に合わせて、九州の女性農業者を対象とし、県域を越えた連携や活動の広がり促進を目的に「九州農業女子スクール」を開催しました。農業女子の取組全体を「学校」に見立て、セミナーとグループワーク及び交流会を展開。講師として登壇いただいた佐々木理恵氏は、九州の朝のニュースと気象情報でお馴染みで、気象予報士として活躍される傍らMBA（経営学修士）も取得されています。

1時間目「理科」、2時間目「社会」として、気象や経営、ブランディングなどの授業を受け、終始和気あいあいとした雰囲気、参加者自身の経営のスキルアップを目指しました。「給食」の時間には、佐賀県神埼市の香月涼子氏のいちごミルクプリンを味わいながら6次産業化について、嬉野市の松田二郎氏の嬉野茶を味わいながら高付加価値化の事例について、それぞれご本人からお話いただきました。

「ホームルーム」では交流会を行い、女性農業者の知識と繋がりを深める実り多い1日となりました。



佐々木理恵氏



香月涼子氏



松田二郎氏



参加者集合写真

人 — 農業分野における外国人材の受入れ —

【労働力不足を背景とした外国人材の活用】

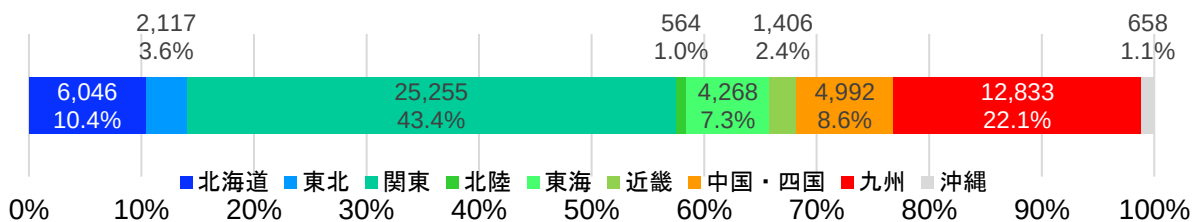
九州は、農業分野の外国人材の受入れが盛んな地域です。令和6（2024）年10月現在で全国の農業分野外国人材58,139人^{*}の22.1%にあたる12,833人が九州で働いています。

県別での受入れ人数は、熊本県が5,165人、福岡県が2,120人、鹿児島県が2,056人の順になっています。特定技能1号（農業分野）外国人材の出身国については、九州では全国と比較して、フィリピンやカンボジアの割合が高い傾向があります。

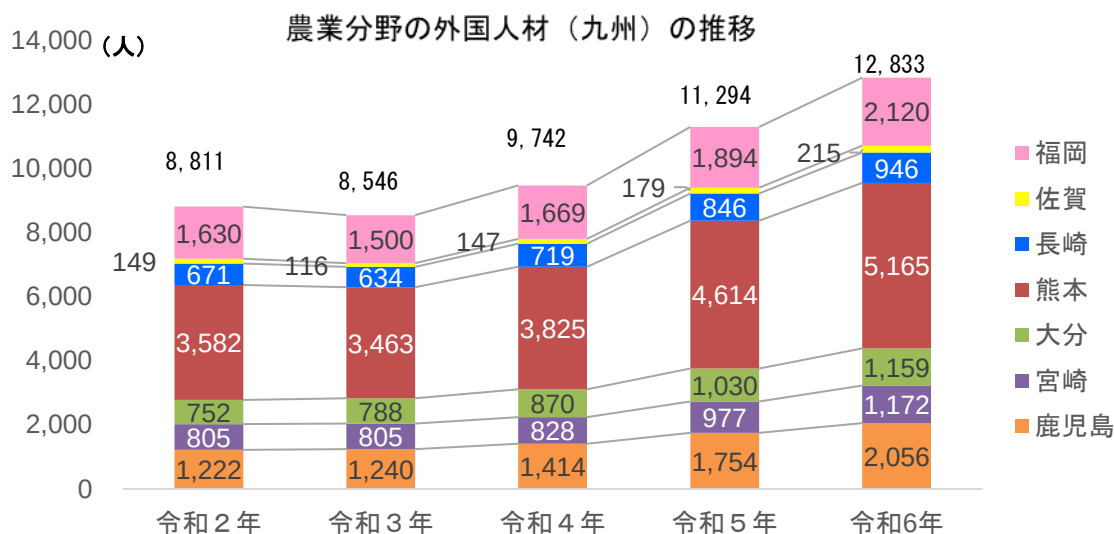
近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響等で水際対策が開始された令和2（2020）年以降、外国人材の数は一旦、減少しましたが、令和4（2022）年3月より水際対策が段階的に緩和され、再び増加に転じました。

高齢化や担い手の減少で労働力不足といわれる農業の現場で、九州が外国人材の働く場として選ばれ続けるためには賃金や福利厚生、労働環境、生活支援の各種整備を行っていくことが重要です。

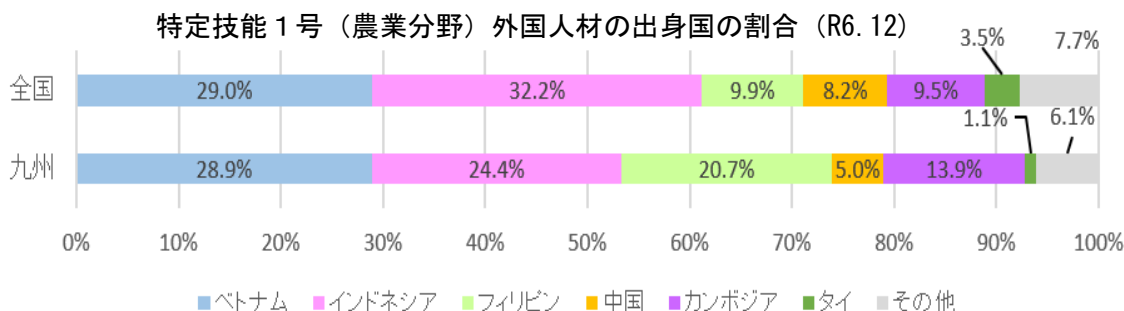
^{*} 厚生労働省HP：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（R6.10）より



資料：各県労働局HPで公表されている「外国人雇用状況」令和6（2024）年10月を基に九州農政局で作成



資料：各県労働局HPで公表されている「外国人雇用状況」（R6.10）を基に九州農政局で作成



資料：出入国管理庁HPで公表されている「特定技能在留外国人の公表（特定技能1号）」（R6.12）を基に九州農政局で作成

【強い農業の基盤作りの推進】

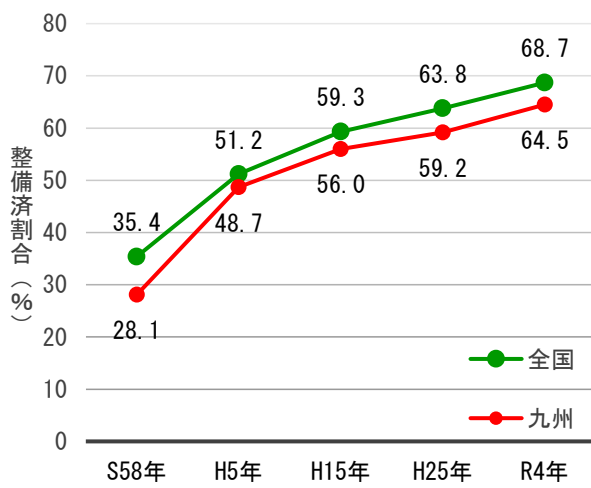
農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、水田の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設の整備などの農業の基盤づくりが重要です。

九州の水田の整備済割合（30 a 程度以上）は、全国平均の68.7%よりやや低い64.5%となっており、50 a 以上の大区画化の割合はさらに低い状況です。

一方、畑のかんがい施設の整備割合は、全国平均の25.9%に対し、29.0%とやや高いものの、末端農道整備済割合は全国平均の79.8%より低い69.0%となっています。

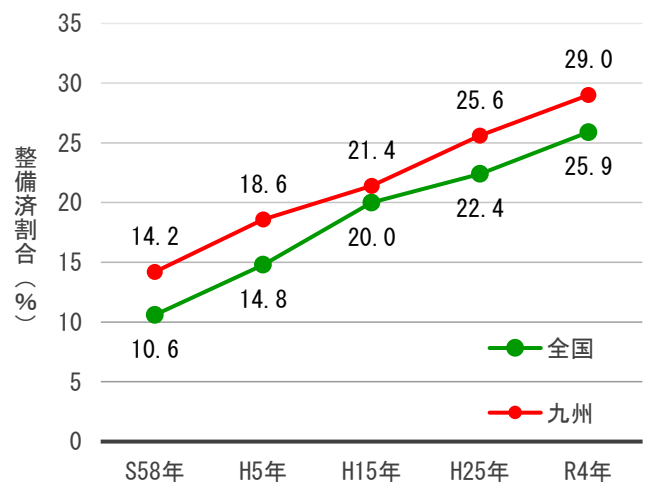
このため、水田の大区画化（汎用化含む）を引き続き推進しつつ、畑の末端農道整備を行うことで、高収益作物の導入や労働生産性の向上を図っていく必要があります。

【水田の整備済割合（30 a 程度以上）の推移】



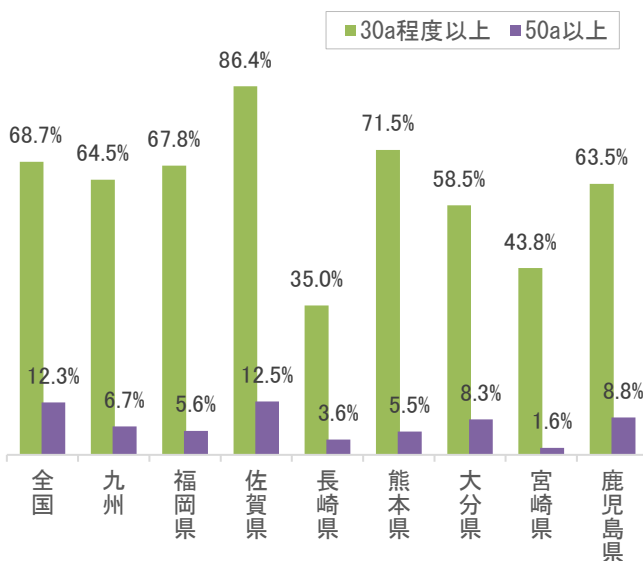
資料：農業基盤情報基礎調査

【畑のかんがい施設の整備済割合の推移】



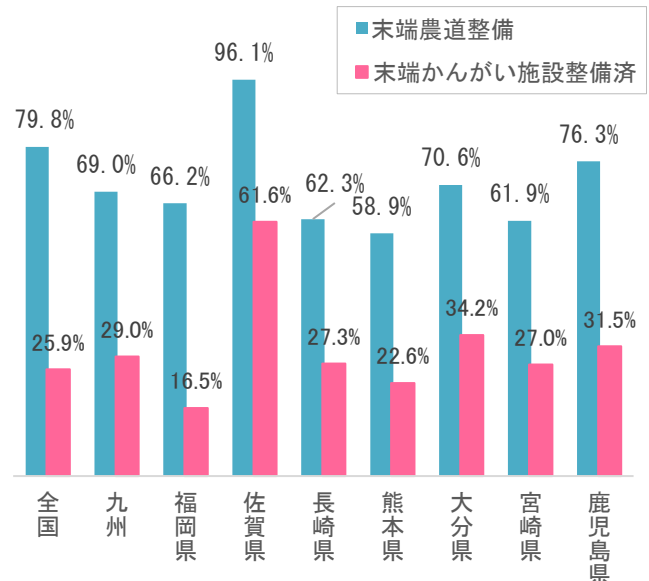
資料：農業基盤情報基礎調査

【水田の整備済割合】



資料：農業基盤情報基礎調査（令和5年3月31日時点）

【畑の整備済割合】



資料：農業基盤情報基礎調査（令和5年3月31日時点）

【荒廃農地の再生利用に向けた取組の推進】

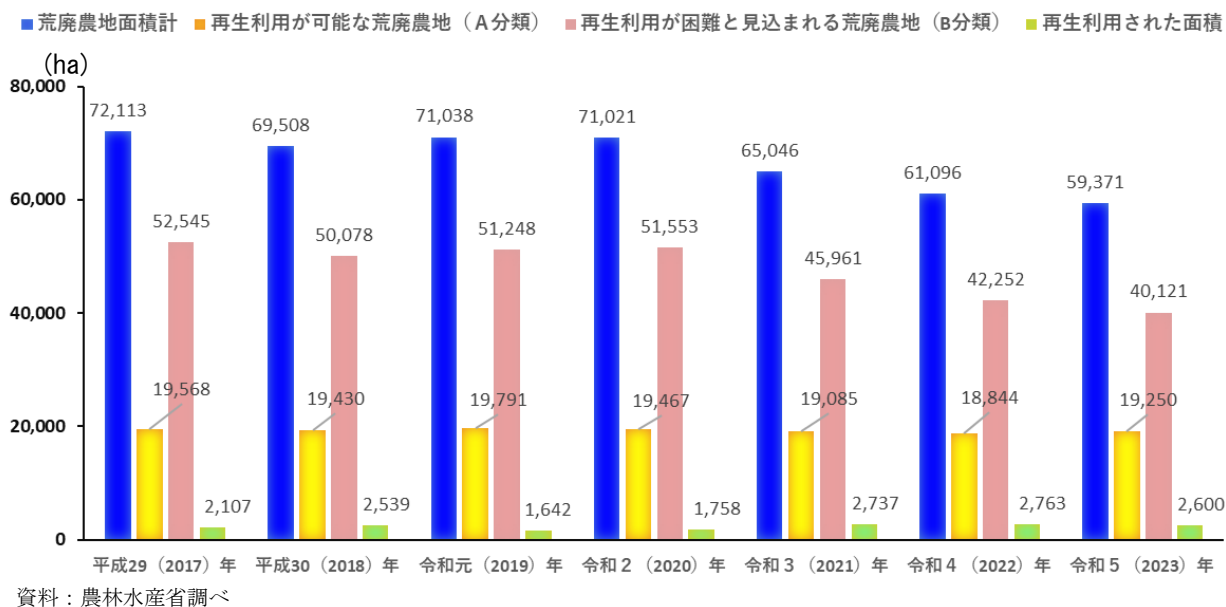
農地面積が減少傾向にある中で、農業生産の基盤である農地の確保や有効活用を図ることが必要であり、荒廃農地を再生することが重要となっています。

令和5(2023)年度の九州の荒廃農地面積は5万9,371ha(全国：25万6,676ha)となり、前年に比べ、1,725haの減少となっています。

荒廃農地面積の減少については、市町村・農業委員会の再生に向けた働きかけによるほか、これまで自然荒廃により再生困難と見込まれた農地を非農地へ変更する手続きを進めたことにより、農地の扱いではなくなったことなどが主な理由として挙げられます。

農林水産省では、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動により荒廃農地の発生防止の取組と併せ、再生利用に向けては、地域ぐるみの土地利用構想に基づいた荒廃農地の解消（農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策））や、担い手への農地の利用集積を進めるため、荒廃農地などの耕作条件の改善を行うための整備（農地耕作条件改善事業）に対し支援を行っています。

九州における荒廃農地の推移



【事例】【荒廃農地の再生・集積で特産果樹の再興を図る】

宮崎県日向市は、香酸かんきつ「へべす」を地域特産果樹としてブランド化していますが、小規模園地の散在、生産者の高齢化による園地荒廃等により、産地として衰退傾向でした。

こうした中、地元の建設業者が地域貢献活動の一環としてへべす栽培を行うため、令和元(2019)年12月に農業法人を設立し、同年度に県単事業を活用し、荒廃農地の簡易基盤整備をした上で、農地バンクを活用した農地の集積（約2ha）を行いました。

また、令和3(2021)年3月には、果樹経営支援対策事業を活用して、1,500本の苗の定植を行うとともに、令和4(2022)年から3年間をかけて、約8haの荒廃農地等を集積し、農地耕作条件改善事業を活用して園地を整備し、栽培に取り組んでいます。

現在は、海外輸出や加工品の商品開発など付加価値の創出の取組も視野に検討が行われています。



基盤整備前



基盤整備後

【地域特性を生かした産地形成の基盤を創る国営事業の実施】

九州では、以下の多様な国営土地改良事業等を展開しています。

- ・ 地下ダム^{おきのえらぶ}の建設による大規模な水源^みの開発【沖永良部^{おきのえらぶ}地区、喜界島^{きがいじま}地区(ともに鹿児島県)】や、基幹的な農業水利施設の改修及び水需要の変化に対応した用水計画の見直しを踏まえた施設の更新【一ツ瀬川^{ひとつせがわ}地区(宮崎県)他 8 地区】を行うかんがい排水事業
- ・ 耕作放棄地を含めた農地を計画的に再編し、担い手への農地の利用集積を進めるための農地整備事業【宇城^{うぎ}地区(熊本県)、駅館川^{えっかんがわ}地区(大分県)】
- ・ 災害の未然防止を図るため、自然的、社会的状況の変化等により機能が低下した農業用排水施設の機能回復や耐震化を図るための農地防災事業【筑後川下流右岸地区(佐賀県)】
- ・ 高潮や波浪など自然災害から農地や宅地等を防護する海岸保全事業【西国東^{にしくにさき}地区(大分県)、玉名横島^{たまなよこしま}地区、八代^{やち}地区(ともに熊本県)】

これらの国営事業と県営事業等の関連事業を併せ行うことにより、農業の生産基盤が整備され、地域特性を生かした大規模な産地が維持・形成されています。

【国営土地改良事業等実施地区位置図】



防災事業により、安定した水利用が可能となったクリーク(筑後川下流右岸地区(佐賀県))



海岸事業で高潮・波浪及び大規模地震対策を行った海岸堤防(玉名横島地区(熊本県))



区画整理により集積されたベビリーフ団地(駅館川地区(大分県))



かんがい排水事業で整備した地下ダムによる畑地かんがい(沖永良部地区(鹿児島県))

凡 例	
国営かんがい排水事業	11地区
国営農地再編事業	2地区
国営総合農地防災事業	1地区
直轄海岸保全施設整備事業	3地区
国営事業完了地区	

【計画的な農業水利施設等の長寿命化計画の推進】

農業生産のため欠くことのできない基幹的な農業用排水路は、全国で約5万2千kmにおよび地球を1.3周する長さがあり、このうち、九州には4,867km（全国の約9%）の水路が整備されています。また、ダム、頭首工、用排水機場等の点施設は全国で7,763か所、九州には1,110か所（全国の約14%）の施設が存在しています。

一方で、これらの施設は老朽化が進行しており、宮崎県の基幹水利施設（点施設）を筆頭に管内4県で半数以上の施設が耐用年数を超過するなど、突発事故の増加や施設機能の低下が懸念される状況にあります。

そこで、「インフラ長寿命化計画（行動計画）：令和3（2021）年3月改正」に基づき、ストックマネジメントサイクル^{*2}の核となる個別施設計画を策定し、戦略的な維持管理・更新等を推進しています。

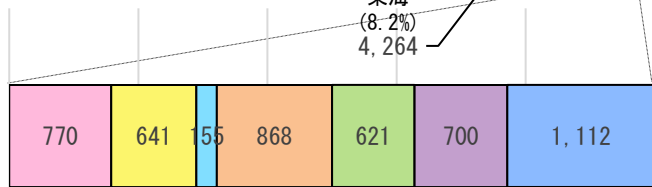
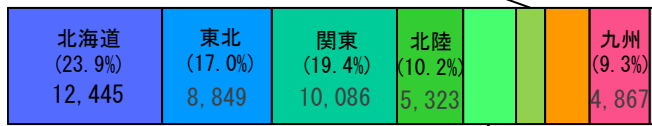
^{*1} インフラの維持管理・更新等を着実に推進する中期的な取組の方向性を明らかにするため平成26年8月に農水省が策定

^{*2} 施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に行うこと。

【基幹水利施設（水路）の延長】

全国 52,073km

近畿 (4.5%) 2,348
中国四国 (6.9%) 3,580
沖縄 (0.6%) 311

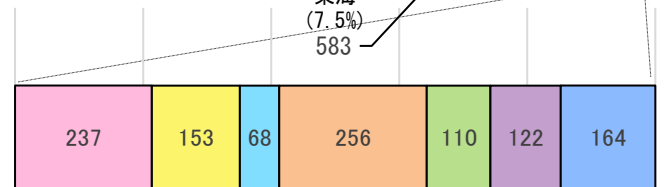
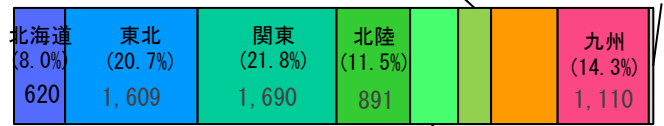


資料：農業基盤情報基礎調査
(令和5(2023)年3月31日時点)

【基幹水利施設（点施設）の施設数】

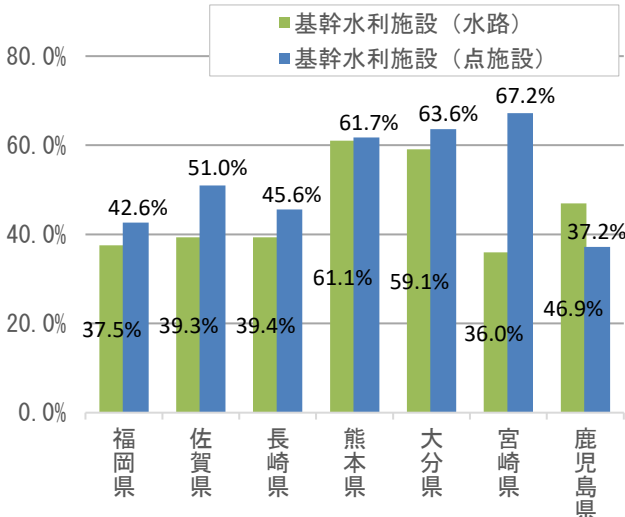
全国 7,763箇所

近畿 (5.1%) 400
中国四国 (10.4%) 809
沖縄 (0.7%) 51



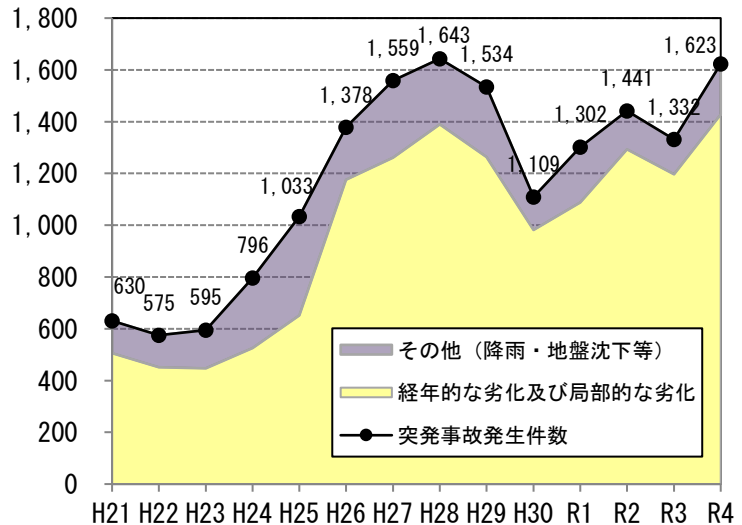
資料：農業基盤情報基礎調査
(令和5(2023)年3月31日時点)

【耐用年数超過割合】



資料：農業基盤情報基礎調査
(令和5(2023)年3月31日時点)

【農業水利施設の突発事故発生状況（全国）】



資料：農村振興局整備部水資源課施設保全管理室調

【棚田を含む中山間地域等の活性化に向けた取組の推進】

棚田地域を多く含む中山間地域は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保や良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。

しかしながら、平地に比べその地形的な条件の不利性もあり、農業の担い手の減少や荒廃農地の増加が進行し、多面的機能の低下が懸念されています。

このため、農林水産省では、中山間地域での農業生産活動が継続的に行われるよう、中山間地域等直接支払制度や棚田地域振興法に基づく各種支援等を講じています。

また、令和3(2021)年度に棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、国民の皆さまに棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解と協力をいただくことを目的として、優良な棚田を認定する取組「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」を実施しており、九州管内では68棚田(全国で271棚田)が認定されています。

令和5(2023)年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（実績）

（交付面積単位：ha）

県 名		交付 市町村数	協 定 数			交付面積	(参考) 令和4年度 協定数	
			集落協定	個別協定	計		協定数	交付面積
九州	福岡県	32	525	6	531	4,914	529	4,904
	佐賀県	19	464	0	464	6,597	463	6,578
	長崎県	19	885	46	931	9,550	930	9,393
	熊本県	36	1,309	10	1,319	31,604	1,319	31,601
	大分県	17	1,207	27	1,234	15,834	1,224	15,760
	宮崎県	21	349	0	349	5,224	349	5,227
	鹿児島県	27	642	2	644	7,203	636	7,132
	計	171	5,381	91	5,472	80,926	5,450	80,596
都府県計		904	23,487	595	24,082	335,493	23,984	333,262
北海道計		98	326	2	328	276,841	328	268,828
全 国 計		1002	23,813	597	24,410	612,334	24,312	602,091

資料：農林水産省「令和5年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況」（令和6（2024）年8月30日公表）

注：数値は、四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～ 認定地区

県名	認定地区数
福岡県	5地区
佐賀県	10地区
長崎県	9地区
熊本県	17地区
大分県	10地区
宮崎県	13地区
鹿児島県	4地区



ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/sentei.html>

【農業・農村の多面的機能】

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、農業生産活動を通じて国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、美しい景観の形成、文化の継承等、様々な役割を果たしています。

例えば、水田は、雨水の一時的な貯留、洪水や土砂崩れの防止、地下水の涵養などの多様な働きを有しています。また、伝統的な祭事により文化を受け継いだり、自然や多様な動植物と触れあう体験により農業・農村への理解を深めるなど、農村の文化や環境を活用した様々な取組が地域の創意工夫の下で行われています。

○地下水を涵養する働き



白川中流域の水田地帯（菊陽町）



図の出典：熊本地域地下水総合保全管理計画
(平成20(2008)年9月 熊本県)

地下水涵養のしくみ（熊本県熊本市、大津町、菊陽町）

○普及啓発等の活動状況



■道の駅等でのリーフレット設置



多面的機能
農業・農村のいろいろな働き

■動画、リーフレットによる紹介



R6九州「農地・水・環境保全」
フォーラムin福岡



R6佐賀平野「水と歴史」の探検隊



R6夏休み特別イベント
■体験学習でのPR

■地域イベントでのPR

【多面的機能支払交付金による支援】

農林水産省では、農業農村の多面的機能の発揮につながる農地や水路等を保全する地域ぐるみの共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。その活動は、令和6(2024)年3月末現在、九州では約26万haの農地(九州の約5割)において、3,998の活動組織に、農業者・非農業者合わせて約42万人・団体が参画しています。また、農地維持支払活動の対象とする農業用施設は、水路約5.5万km、農道約3.6万km、ため池約6.4千箇所となっています。

この活動に対して、活動組織構成員からは、「遊休農地の発生を抑制し地域資源の適切な保管理に寄与している。」、「多様な主体が参画した農村の地域コミュニティの維持・強化に結び付いている。」、「農地集積や集積に向けた話し合い等が行われ構造改革の後押しや地域農業への貢献に寄与している。」等の効果の声があがっています。

令和5年度実施状況（令和6(2024)年3月末現在）

県名	農地維持支払			資源向上支払(共同)			資源向上支払(長寿命化)		
	活動組織数	うち広域活動組織	取組面積(ha)	活動組織数	うち広域活動組織	取組面積(ha)	活動組織数	うち広域活動組織	取組面積(ha)
福岡県	940	15	38,237 (55%)	753	15	33,717	174	15	13,577
佐賀県	719	21	36,076 (70%)	700	21	35,643	548	20	30,660
長崎県	274	12	15,359 (38%)	217	12	14,222	176	11	12,054
熊本県	452	54	73,457 (63%)	289	52	67,385	270	52	53,361
大分県	605	23	24,887 (42%)	463	21	22,160	121	19	11,657
宮崎県	428	29	26,969 (45%)	284	24	20,717	221	22	13,611
鹿児島県	580	38	48,426 (47%)	491	38	46,139	262	35	31,776
九州合計	3,998	192	263,411 (53%)	3,197	183	239,982	1,772	174	166,696
全国	26,138	1,037	2,330,950 (57%)	20,736	974	2,084,377	11,267	764	797,436

資料：農林水産省農村振興局「令和5年度多面的機能支払交付金の実施状況」、取組面積の()は対象農用地に対するカバー率

農地維持支払：水路・農道等の保全活動及び推進活動を支援

資源向上支払（共同）：水路・農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動等を支援

資源向上支払（長寿命化）：水路・農道等の施設の長寿命化のための補修・更新を支援

県名	農地維持支払活動の対象とする農業用施設		
	水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)
福岡県	9,375	5,990	1,550
佐賀県	8,755	5,553	1,359
長崎県	3,658	2,442	977
熊本県	11,209	7,504	698
大分県	6,025	3,900	860
宮崎県	6,981	2,900	382
鹿児島県	9,349	7,551	619
九州合計	55,351	35,840	6,445
全国	428,762	249,339	47,629

県名	対象活動組織の構成員内訳			
	農業者個人	農業関係者団体	非農業者個人	農業関係者以外の団体
福岡県	33,284	731	26,024	2,528
佐賀県	27,327	696	15,009	2,612
長崎県	18,714	299	3,435	1,151
熊本県	58,908	474	60,349	2,839
大分県	25,210	224	11,069	1,342
宮崎県	43,704	253	4,515	1,982
鹿児島県	53,965	253	20,163	3,644
九州合計	261,112	2,930	140,564	16,098

資料：農林水産省農村振興局「令和5年度多面的機能支払交付金の実施状況」

※県別値の小数点以下を四捨五入している関係で、合計値と一致しない場合がある。

420,704 人・団体

【事例】【九州「農地・水・環境保全」フォーラムin福岡】

令和6(2024)年10月28日アクロス福岡シンフォニーホール（福岡市）において、ふるさと環境フォーラム・九州連絡会の主催により、「農業農村の多面的機能支払制度に関するフォーラム」が開催されました。

本フォーラムでは、九州・沖縄から多面的機能支払交付金の活動組織（農家、土地改良区など）や関係者約1,100人が参加し、一般財団法人 日本気象協会九州支社の手嶋準一気象予報士による「農業の多面的役割」に関する基調講演や活動組織（福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県）による多面的機能支払交付金を活用した事例発表が行われました。



事例発表：下名東地域環境保全会（鹿児島県鹿屋市）

【環境保全型農業の推進】

九州農政局では、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」を推進しています。

環境保全型農業直接支払交付金では、有機農業や、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う堆肥の施用等の環境保全に効果の高い営農活動に対して、支援を行っています。

九州における環境保全型農業直接支払交付金（令和5（2023）年度）の実施面積は7,332haであり、全国の8.5%を占めています。

実施面積の大きい支援対象取組は、有機農業（2,918ha、40%）、地域特認取組*（1,655ha、23%）、堆肥の施用（1,458ha、20%）、カバークロップ（1,234ha、17%）の順となっています。

*地域特認取組とは、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組をいう。
（例：総合的病害虫・雑草管理（IPM）、冬期湛水管理など）

○九州における支援対象取組別の実施面積（令和5年度）

区分	実施面積 (単位：ha)	支援対象取組別								
		堆肥の施用	カバークロップ	リビングマルチ	草生栽培	不耕起播種	長期中干し	秋耕	有機農業	地域特認取組
福岡県	958	267	398	2	3	41	－	－	239	7
佐賀県	273	－	72	－	－	8	－	－	68	125
長崎県	1,586	273	46	－	2	－	－	－	137	1,128
熊本県	1,953	227	334	0	5	－	－	6	993	388
大分県	399	146	77	－	－	－	－	－	169	7
宮崎県	688	168	135	－	－	－	－	－	386	－
鹿児島県	1,475	377	171	－	－	－	－	－	927	－
九州	7,332	1,458	1,234	2	11	49	－	6	2,918	1,655
全国	86,545	22,320	15,738	3,786	48	136	3,444	1,518	13,589	25,966

注：表示単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

資料：農林水産省「令和5年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」

○環境保全型農業の取組による効果

有機農業



生物多様性
保全効果

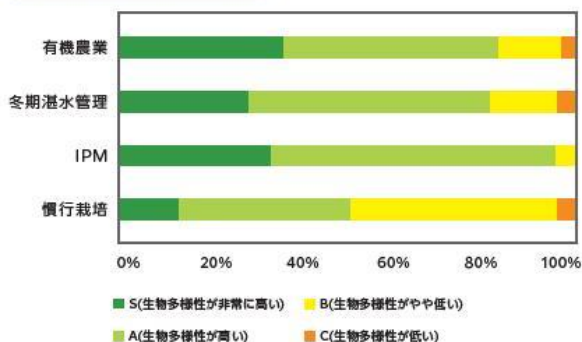
地球温暖化
防止効果

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組



- ・化学合成農薬を利用しない→カエルやクモ、トンボなどが増加する
生物多様性保全効果
- ・堆肥等の利用→土壌炭素貯留による地球温暖化防止効果

取組ほ場での調査結果



資料：農林水産省「環境保全型農業の取組による効果」

※第2期第4回第三者委員会 資料3より抜粋

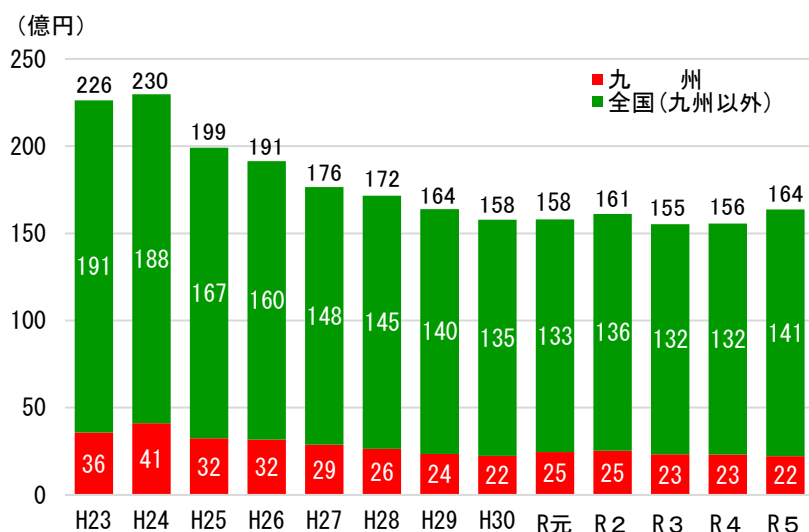
【野生鳥獣による九州の農作物被害額は横ばい】

令和5（2023）年度の野生鳥獣による九州の農作物被害額は22億円で、前年度と比較して0.9億円減少しました。九州の農作物被害額は、平成24（2012）年度の41億円をピークとして減少傾向にありましたが、鳥類及びイノシシによる農作物被害が増加したことにより、近年、横ばいで推移しています。

獣種別では、イノシシ、鳥類、シカの順に被害額が多く、これらの獣種で約9割を占めています。

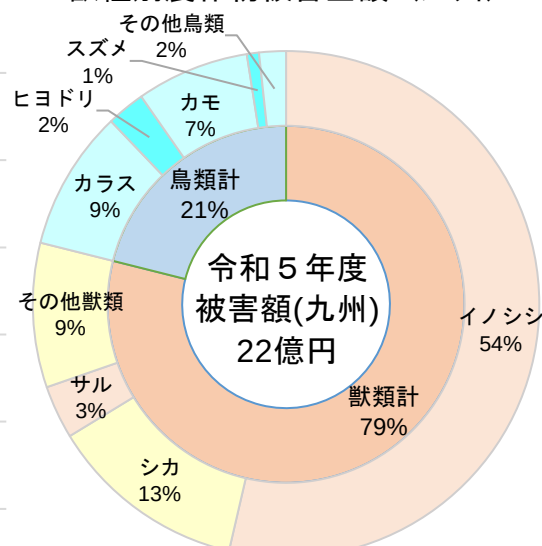
農林水産省では、被害防止計画を作成した市町村に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金により、①鳥獣侵入防止柵設置などによる被害防除、②鳥獣が農地に近づくのを防ぐための草刈り、伐採などの環境整備、③農地に侵入を繰り返すようになった有害個体の捕獲を合わせて実施する総合的な支援を継続するとともに、ICTを活用した鳥獣被害対策の効率化、広域で連携した捕獲強化の取組を推進し、被害の防止に務めています。

農作物被害金額（全国・九州）



資料：農林水産省調べ

獣種別農作物被害金額（九州）



資料：農林水産省調べ

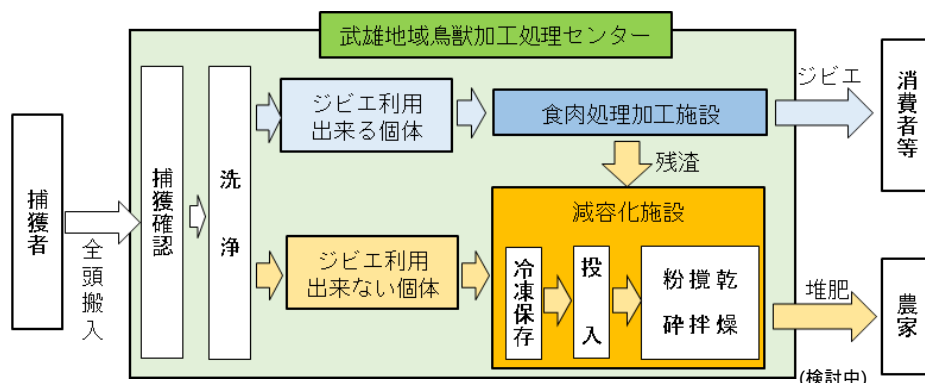
【捕獲個体の処理に係る労力の軽減事例】

佐賀県武雄市の武雄地域鳥獣加工処理センターでは、捕獲した個体の埋設処理に係る労力を軽減するとともに、残渣を有効活用することにより地域住民に還元する循環型社会の形成を目指すため、令和2（2020）年度に減容化施設を整備しました。

市内で捕獲された個体は全て当施設に搬入し、捕獲確認後、ジビエに利用できない個体や解体した残渣を減容化施設で処理しており、埋設作業に係る捕獲者の負担が軽減されました。



減容化施設
5～6時間かけて約70%減容



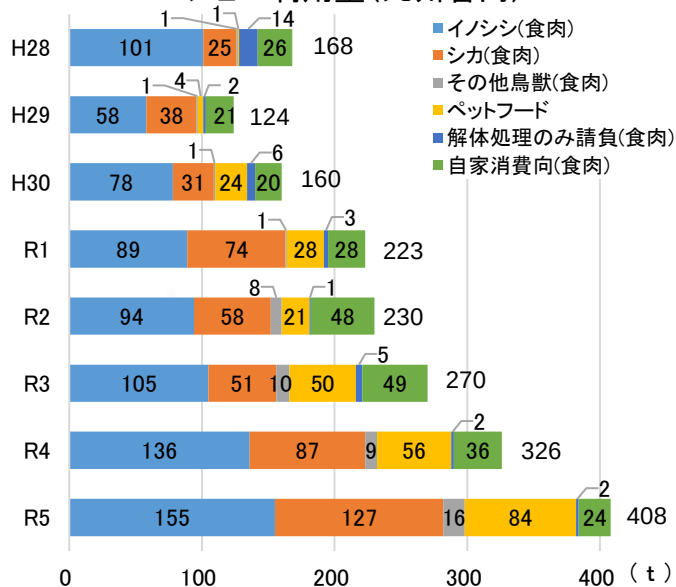
【捕獲した鳥獣のジビエ利用の拡大】

令和5（2023）年度に九州の食肉処理施設が処理した野性鳥獣のジビエ利用量は408 tで、前年度と比べ25.2%増加しました。

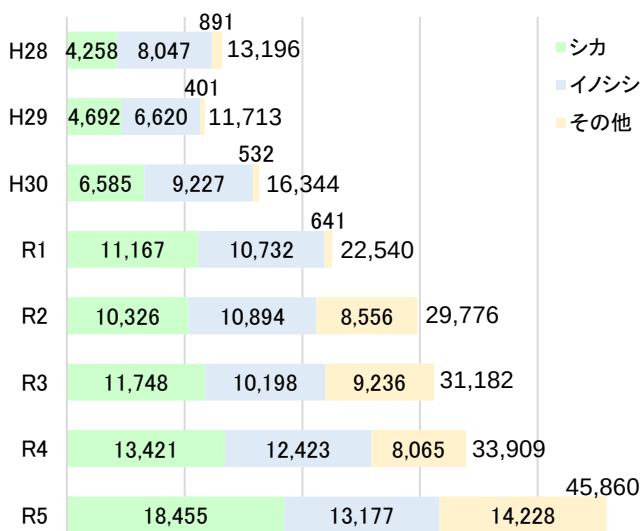
このうち、食肉として利用されたのは324 t、ペットフードとして利用されたのは84 tで、近年、ペットフードの利用が増加しています。

農林水産省では、捕獲した鳥獣を地域資源として活用するためジビエの利活用を推進しており、鳥獣被害防止総合対策交付金により、獣肉処理加工施設等の整備を支援するとともに、九州各県においては、ジビエフェアの開催、学校給食での活用など、ジビエの利用拡大に向けた様々な取組が行われています。

ジビエ利用量（九州管内）



九州のジビエ利用頭数の推移（頭・羽）



資料：「令和5(2023)年度 野生鳥獣資源利用実態調査」(農林水産省)

【ジビエを食べよう！】

農林水産省では、こだわりのジビエ料理が食べられる全国各地の飲食店や、皮革製品等のショップ情報を掲載するほか、おうちで作れるジビエレシピやジビエが食べくなる動画など、ジビエを知って楽しむ様々な情報をポータルサイト「ジビエト」で紹介しています。

また、全国約2000店舗（令和5（2023）年度実績）の飲食店等が参加する「全国ジビエフェア」を開催（令和5（2023）年10月～令和6（2024）年2月）しており、ご当地ジビエフェアの開催情報等も紹介しています。



ジビエト 検索



全国ジビエフェア 検索



【再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化の取組の推進】

再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進するため、「農山漁村再生可能エネルギー法（平成26(2014)年5月施行）」に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。

九州では、令和6(2024)年度に大分市が同法に基づく基本計画を新たに作成し、令和7(2025)年6月末現在、7県28市町が作成しています。

【バイオマス産業都市の推進】

バイオマス産業都市とは、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で選定し、構想の具体化に向けた取組を推進しています。

九州では、令和7(2025)年6月末現在、6県15市町が選定されています。

九州の農山漁村再生可能エネルギー法に基づく
基本計画作成市町村一覧

(令和7(2025)年6月末現在)

県	市 町	作成年度 (カッコ内最終改定年度)	電 源 種 類 (規模 (KW))
福岡県	筑前町	令和元年度	木質バイオマス (5,700KW)
	田川市	令和3年度	木質バイオマス (1,999KW)
佐賀県	唐津市	平成27年度 (令和元年度)	風力 (31,180KW)
	伊万里市	平成29年度	木質バイオマス (9,850KW)
長崎県	五島市	平成30年度	風力 (600KW)
熊本県	八代市	平成27年度 (令和元年度)	木質バイオマス (6,750KW)
	荒尾市	平成28年度 (平成29年度)	木質バイオマス (12,500KW)
	菊池市	平成26年度 (令和2年度)	太陽光 (7,098KW) 木質バイオマス (6,250KW) 小水力 (130KW)
	小国町	平成30年度	地熱 (50KW)
	甲佐町	令和5年度	木質バイオマス (1,990KW)
	山都町	平成29年度 (令和3年度)	風力 (7,470KW)
	錦町	令和4年度	木質バイオマス (1,995KW)
	(未公開)	平成28年度	小水力 (3KW)
	大分市	令和6年度	木質バイオマス (22,000KW)
	日田市	平成28年度 (令和元年度)	木質バイオマス (17,700KW)
大分県	豊後大野市	平成29年度	木質バイオマス (18,000KW)
	臼杵市	令和元年度	木質バイオマス (45KW)
宮崎県	都城市	平成29年度 (令和4年度)	畜産系バイオマス (3,210KW) 木質バイオマス (5,750KW)
	日南市	平成29年度	木質バイオマス (25,400KW)
	日向市	平成29年度 (令和4年度)	木質バイオマス (32,500KW)
	串間市	平成28年度 (令和5年度)	風力 (64,800KW) 木質バイオマス (4,940KW)
	川南町	平成28年度 (令和4年度)	畜産系バイオマス (22,700KW) 木質バイオマス (11,500KW)
	都農町	平成29年度	木質バイオマス (5,750KW)
鹿児島県	枕崎市	平成30年度	木質バイオマス (1,990KW)
	垂水市	平成29年度 (令和4年度)	畜産系バイオマス (3,140KW)
	薩摩川内市	平成26年度 (平成28年度)	風力 (27,600KW) 木質バイオマス (23,700KW)
	霧島市	平成28年度	木質バイオマス (5,750KW)
	さつま町	令和2年度	木質バイオマス (1,990KW)

資料：九州農政局調べ

九州のバイオマス産業都市一覧

(令和7(2025)年6月末現在)

県	市 町	選定年度
福岡県	みやま市	平成26年度
	宗像市	平成27年度
	糸島市	平成28年度
	朝倉市	令和元年度
佐賀県	佐賀市	平成26年度
	玄海町	令和元年度
熊本県	南小国町	令和5年度
大分県	佐伯市	平成26年度
	臼杵市	平成27年度
	国東市	平成28年度
	竹田市	令和元年度
宮崎県	小林市	平成27年度
	川南町	令和3年度
鹿児島県	薩摩川内市	平成28年度
	長島町	平成28年度

【世界かんがい施設遺産の登録】

世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会(ICID)が認定・登録する制度です。

登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

これまでに、我が国を含め20ヵ国177施設、国内では54施設、そのうち九州では、6施設が登録されています(令和6(2024)年10月現在)。

【九州の世界かんがい施設遺産】

①【山田堰・堀川用水・水車群】

福岡県朝倉市(平成26(2014)年登録)

先人の知恵が時代と場所を超え
受け継がれるかんがい施設



①朝倉市の三連水車

②【通潤用水】

熊本県山都町(平成26(2014)年登録)

日本最大級の石造アーチ水路橋により
台地を潤す



②通潤橋

③【幸野溝・百太郎溝水路群】

熊本県多良木町(平成28(2016)年登録)

頑強な石トンネルと先進的環境思想が
受け継がれる水路群



③幸野溝

④【白川流域かんがい用水群】

熊本県熊本市、菊陽町、大津町
(平成30年(2018)年登録)

くまもと地域の水循環と街を支える農業用水



④馬場楠井手の鼻ぐり

⑤【菊池のかんがい用水群】

熊本県菊池市(令和元(2019)年登録)

水田開発と農業水利の歴史的発展
を伝えるフィールドミュージアム



⑤原井手下り

⑥【宇佐のかんがい用水群】

大分県宇佐市(令和3(2021)年登録)

宇佐宮の水田開発に表れた先駆的で
多彩な農業土木技術の集合と結合



⑥平田頭首工

世界かんがい施設遺産に登録されている施設(全国)の概要はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/abstract.html>

【ディスカバー農山漁村（むら）の宝の選定】

内閣官房と農林水産省は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として選定し、全国へ発信しています。令和6（2024）年度（第11回）は496団体及び個人から応募（うち九州からは29団体及び個人）があり、全国選定で3事例、九州農政局選定で4事例が選ばれました。

令和6年度 農林水産省「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」全国選定事例

NPO法人 SDGs Spiral^{すばいらる} (北九州市) きたきゅうしゅうし



竹林・海岸等を舞台に、子供達が環境・資源を考える教育PJや、障害を持つ生徒によるワークショップ等を開催。

株式会社なかせ農園^{なかせ} (大津町) おおつまち



熊本地震からの事業再建に際し、労働環境や作業を改善。農福連携や商品ブランド化の取組とあわせ、生産規模や売上の拡大に成果。

株式会社豊後大野クラ^{ぶんごおの} スター (豊後大野市) ぶんごおのし



多様な地域課題解決をめざすコミュニティビジネス確立を目指し、冷凍焼きいもや、養殖用かぼす粉末の商品開発に取組み、活性化に成果。

令和6年度 農林水産省「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」九州選定事例

福岡食育健康都市づくり地域協議会^{ふくおか} (福岡市) ふくおかし

産官学による協議会を設立し、大学を会場に、高校・大学生が参画する、教育エンタメ的食の交流イベントを開催。



そのもの株式会社^{そのもの} (江北町) こうほくまち

地域特産大豆を使用した納豆加工品を、手軽に健康的に摂取できる商品を開発。海外ECサイトでも高い評価。



やまがBASE事業協同組合^{やまがし} (山鹿市) やまがし

地域の人材不足解消と若者雇用の受け皿として、特定地域づくり事業協同組合を設立し、I U J ターンに実績。



林田真明^{うんぜんし} (雲仙市) うんぜんし

普賢岳災害復興に向け、小浜ちゃんぽんのブランド化とちゃんぽん番長のキャラクターで、地域活性化を旗振。



【世界農業遺産・日本農業遺産の認定】

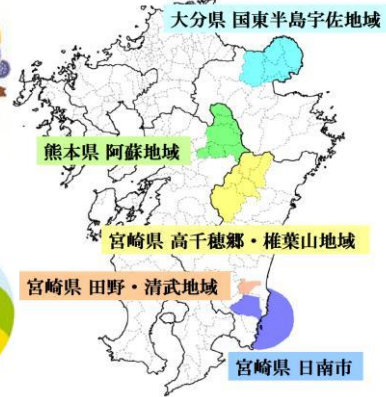
農業遺産は、伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を認定する制度であり、国連食糧農業機関(FAO)が認定する世界農業遺産と農林水産大臣が認定を行う日本農業遺産があります。

九州では、世界農業遺産3地域と日本農業遺産2地域が認定されています。

九州農政局では、九州の認定地域が情報を共有し、連携して効果的な取組を進められるよう認定地域合同の意見交換会や消費者の部屋での展示を通じて情報発信を行っています。

【世界農業遺産(平成25(2013)年5月 認定)】熊本県阿蘇地域 「阿蘇の草原の維持と持続的農業」

千年以上続く「野焼き」など伝統的な管理方法により草資源を確保し、持続的な農業が営まれ、多様な動植物、雄大な草原景観が維持されています。



【世界農業遺産(平成25(2013)年5月 認定)】大分県国東半島宇佐地域 「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」

クヌギ林、ため池群と連携した資源循環の中で、原木しいたけ、七島蘭栽培などの持続的な農林水産業が営まれています。



国東半島宇佐地域
世界農業遺産
Kunisaki Peninsula Utsa GIAHS

【世界農業遺産(平成27(2015)年12月 認定)】宮崎県高千穂郷・椎葉山地域 「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」

険しい山間地で、森林の恵みを保全、循環させながら、和牛生産、しいたけ栽培、焼畑、棚田での稲作等を組み合わせた持続的な山間複合農林業が営まれています。



世界農業遺産
高千穂郷・椎葉山地域
GIAHS Takachiho Shibusayama

【日本農業遺産(令和3(2021)年2月 認定)】宮崎県日南市 「造船材を産出した鉄肥林業と結びつく「日南かつお一本釣り漁業」」 「かつお一本釣り漁業」の伝統技術が現在も継承され、漁業者も整備に協力する鉄肥杉の山々から栄養塩が流れ込む豊かな海で、かつおの餌を畜養しています。



日本農業遺産
日南かつお一本釣り漁業

【日本農業遺産(令和3(2021)年2月 認定)】宮崎県田野・清武地域 「宮崎の太陽と風が育む「干し野菜」と露地畑作の高度利用システム」 耕畜連携による土づくりを行いながら、大根等の露地野菜を干し野菜として加工・販売し、収益を安定化させる露地畑作の高度利用が受け継がれています。



宮崎市

【九州3県農業遺産フェア in MIYAZAKI】

熊本県、大分県、宮崎県の合同事業として、令和7(2025)年1月18日、宮崎県宮崎市のイオンモール宮崎において「九州3県農業遺産フェア in MIYAZAKI」が開催されました。

パネルやパンフレットの展示、世界及び日本農業遺産ブランド認証品等の販売の他、クイズ抽選会等が実施されました。多くの方々に御来場いただき、農業遺産地域の紹介や農産品販売等を通じて農業遺産地域の魅力を発信することができました。



農業遺産フェアの様子

九州農政局は、これからも九州の認定地域の合同事業を応援していきます。

【農山漁村の所得向上に向け農泊の取組を支援】

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。近年、地域資源を観光コンテンツとして活用し、国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図る取組が増えてきましたが、コロナ禍により農泊地域の宿泊者数は大きく減少しました。

農林水産省では、「農泊推進実行計画」をとりまとめ、①コロナ禍で疲弊した「農泊地域の実施体制を再構築する」、②これまでに整えたコンテンツを広く可視化し「まずはわが農山漁村に来てもらう」、③訪れた人にとっても「いつも、いつまでも居て楽しめる農山漁村にする」の3つの方向性に沿って関係者が連携して取り組み、「食料・農業・農村基本計画」では、令和11(2029)年度までに農泊地域での年間延べ宿泊者数を1,200万人泊とする目標を立てています。

また、平成29(2017)年度から農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を創設し、令和6(2024)年度末までに全国で673地域（九州は100地域）の農泊に取り組む地域を支援しています。

採択地域数	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計
令和7（2025）年3月末	18	6	11	24	11	7	23	100

農泊（農山漁村滞在型旅行）



九州シン農泊合宿交流会



九州地域の実践者、これから農泊をはじめようと考えている方、行政関係者等を参集し、「九州シン農泊合宿交流会」と題し、農泊地域の取組発表や地域おこし事業の取組紹介など、実践者らの交流を通じた知見の獲得やネットワークづくりのための交流会を令和7（2025）年2月に開催。令和7（2025）年度も開催し、九州地域の農泊の推進を図ることとしています。

【農福連携の推進】

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し社会参画を実現する取組です。

農業分野における労働力の確保と障害者等の就労機会の確保という双方の課題を解決する取組として、政府をあげて推進しています。

農福連携の推進方策として、令和元(2019)年6月に「農福連携等推進ビジョン」を策定し、令和6(2024)年6月にはその改訂を行い、令和12(2030)年度末までに全国で農福連携等に取り組む主体数を1万2千以上に、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする目標を掲げ、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」をスローガンに、目標の実現に向けて取り組んでいます。

九州農政局では、農業、福祉両サイドの関係行政機関で構成する「九州地域農福連携推進情報連絡会」での農業と福祉のニーズに係る情報共有や意見交換、「九州地域農福連携促進ネットワーク」を通じての農福連携に係る情報発信、農山漁村振興交付金による支援等により、農福連携の推進を図っています。

【ノウフク・アワード2024】



国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として、令和2(2020)年度から、全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表彰しています。

ノウフク・アワード2024では、審査委員会において、「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」という3つの視点から総合的に審査が行われ、全国で22の団体が受賞し、九州からはグランプリ、準グランプリをはじめ、各カテゴリーで以下の6団体が受賞しました。

- グランプリ 一般社団法人STEP UP(宮崎県宮崎市)
- 準グランプリ NPO法人熊本福祉会(熊本県熊本市)
- 優秀賞 社会福祉法人小国町社会福祉協議会(熊本県小国町) おくにまち
竹福商連携による竹の資源化モデルの構築と実践(鹿児島県大崎町) おおさきちよう
- フレッシュ賞 佐賀県
- チャレンジ賞 社会福祉法人ハイジ福祉会フラワーパッケージセンター やめし
(福岡県八女市)



農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施団体(平成29年度～令和6年度)

(令和7年3月時点)

県名	ハード整備支援 ＋ソフト対策支援	ソフト対策支援	人材育成支援	実施団体計
福岡	8	－	－	8
長崎	1	1	－	2
熊本	6	2	2	10
大分	3	－	－	3
宮崎	5	－	1	6
鹿児島	7	2	－	9
九州計	30	5	3	38

【令和6(2024)年度九州における自然災害】

令和6(2024)年度は、台風第10号、10月21日からの大^{あまみ}雨及び11月9日の奄美地方の大^{あまみ}雨などで農林水産関係の被害が発生しました。

特に台風第10号については、大分県、宮崎県及び鹿児島県（奄美地方を除く）で線状降水帯が発生し記録的な大雨となりました。また、宮崎県では突風が発生し農業ハウスが損壊するなど被害が相次ぎ発生しました。

農林水産省が公表した全国の農林水産業の被害額は、能登半島地震・豪雨の被害が最も多くなりましたが、九州においては、大雨や台風等により農林水産関係に大きな被害を受けました。

令和6(2024)年台風第10号に係る農林水産業の被害状況(九州・全国)

令和7(2025)年5月末現在

九州			全国		
合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等	合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等
321億円	34億円	143億円	415億円	37億円	191億円

資料：農林水産省HP「災害に関する情報」。九州値は県からの報告に基づき九州農政局が作成

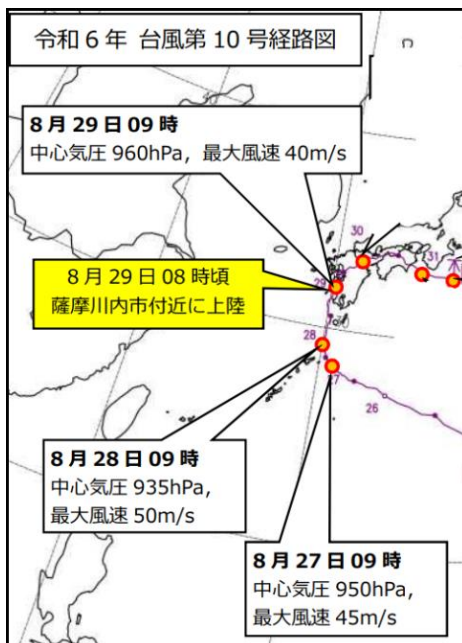
【令和6(2024)年台風第10号による被害状況】

台風第10号は、8月29日に鹿児島県薩摩川内市付近に強い勢力（960hPa）で上陸した後、やや勢力を弱めながら北東に進み、30日に大分県付近を10km/h未満の遅い速度で強風域の勢力を保ったまま、九州を横断しました。

特に、鹿児島県枕崎市では、最大瞬間風速51.5m/sの猛烈な風を観測したほか、九州の複数の地点で最大瞬間風速30m/s以上を観測しました。

また、線状降水帯等の影響により8月27日から9月1日までの期間降水量は、宮崎県えびの市で911.0ミリ、鹿児島県肝属郡錦江町で672.5ミリ、大分県由布市で645.5ミリを観測する記録的な大雨となりました。

このため、大分県、宮崎県、鹿児島県を中心に水稻の倒伏や果樹の落果、農業用ハウスの損壊が発生するなど、農作物、農業用ハウス、農業・畜産用施設、農地・農業用施設等が被害を受けました。



出典：気象庁



水稻の倒伏
(鹿児島県薩摩川内市)



日本なしの落果
(佐賀県伊万里市)



花きビニールハウスの損壊
(鹿児島県枕崎市)



堤防崩落による法面と耕地の一部流失
(大分県国東市)

【令和6(2024)年10月21日からの大雨による被害状況】

宮崎県の南部および北部の平野部では、10月21日朝から非常に激しい雨が降り始め、日向市付近及び延岡市付近では記録的短時間大雨情報が相次いで発表されました。また、南部平野部では線状降水帯が発生し10月21日から23日までの期間降水量が、各地で400ミリを超える記録的な大雨となりました。

このため、水稻、野菜、飼料作物の冠水及び土砂流入の被害が生じ、家畜（ブロイラー）が死亡しました。また、農業用ハウス及び畜産施設への土砂流入、農地・農業用施設等が被害を受けました。



ミニトマト（ハウス）冠水
(宮崎県門川町)

【令和6(2024)年11月9日の大雨による被害状況・復旧支援】

鹿児島県与論町では11月9日未明から線状降水帯が発生し、11月としては初めて大雨特別警報が発表されました。

11月8日～9日までの24時間降水量は、鹿児島県与論町で594.0ミリを観測し、観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となりました。

このため、飼料作物、サトウキビ、花き、野菜ほ場の冠水被害が生じました。

また、農業用ハウスの一部倒壊、共同利用施設（製糖工場）や農業用機械（かん水用ポンプ）の浸水、農地・農業用施設等が被害を受けました。

大雨による被災地を支援するため、九州農政局から2名の技術系職員（MAFF-SAT）を派遣し、被災状況（農道、排水路及び農業用ハウス）の聞き取りを行いました。

※派遣期間：令和6(2024)年11月28日から29日



マンゴーハウスの冠水
(鹿児島県与論町)



技術系職員による被災
状況調査

【令和6(2024)年台風第10号により被災した農地・農業用施設等の復旧支援】

九州農政局は、延べ11名の技術系職員（MAFF-SAT）を被災地方公共団体及び現地等に派遣し、被害・災害対応状況等を把握するとともに、早期復旧に向けた技術的アドバイス等を行いました。

特に被害の多かった、農地・農業用施設及び農村生活環境施設については、査定前着工により早期復旧を進め、災害査定（2,827件）を同年12月までに行いました。



被災ため池の応急対策を支援
(大分県国東市)



技術系職員による被災状況調査
(鹿児島県錦江町)



取水用応急ポンプ貸出
(熊本県熊本市)

【激甚化する自然災害への対応の強化】

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、大規模災害による農業関係の被害は増加傾向にあります。

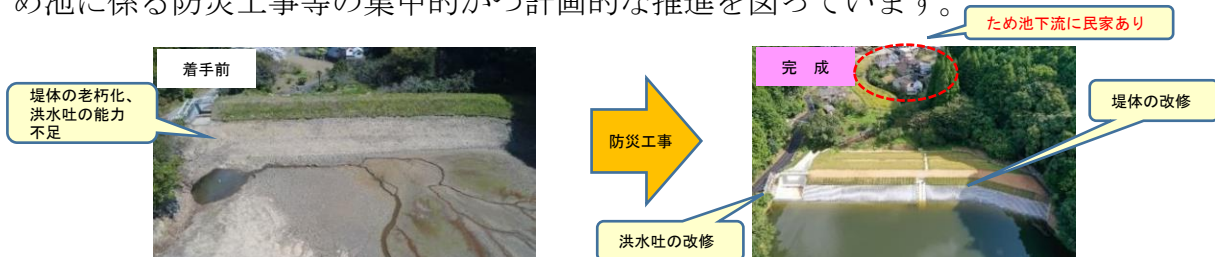
このため、九州農政局では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2（2020）年12月11日閣議決定）」を踏まえ、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、流域治水の取組や防災重点農業用ため池の整備などの国土強靱化を加速化させています。

また、災害査定の前段階で、簡易な資料による打合せのみ（あるいは打合せ不要）で応急工事に着手することが可能となる査定前着工制度の活用を推進するとともに、大規模災害への対応を平時から行うなど、災害からの復旧の効率化・迅速化に努めています。

* 農業用ため池のうち、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」で都道府県知事が指定したもの。

【防災重点農業用ため池における防災工事等の推進】

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2（2020）年10月1日施行）が制定され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図っています。



【災害復旧の迅速化・効率化】

被害の拡大防止や営農活動の早期再開等を図るため、査定前着工制度の積極的な活用を推進しています。



令和6年台風10号の影響により被災した農業用水路の応急仮工事事例

また、地方公共団体等の災害復旧事業にかかる通知を発出し効率的な復旧の促進を図っています。

- ①大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針が適用された場合、広範囲に点在した被災箇所を一箇所の工事として「統合」することを可能としました。（令和6（2024）年7月12日通知）
- ②農業用ため池の災害復旧について、改めて、取扱いの事例をあげて、原形復旧にとどまらない復旧や、災害復旧事業に加え災害関連事業を活用した改良復旧の取組（堤体の余裕高不足や余水吐の断面不足の解消等）の推進を周知しました。（令和6（2024）年12月12日通知）

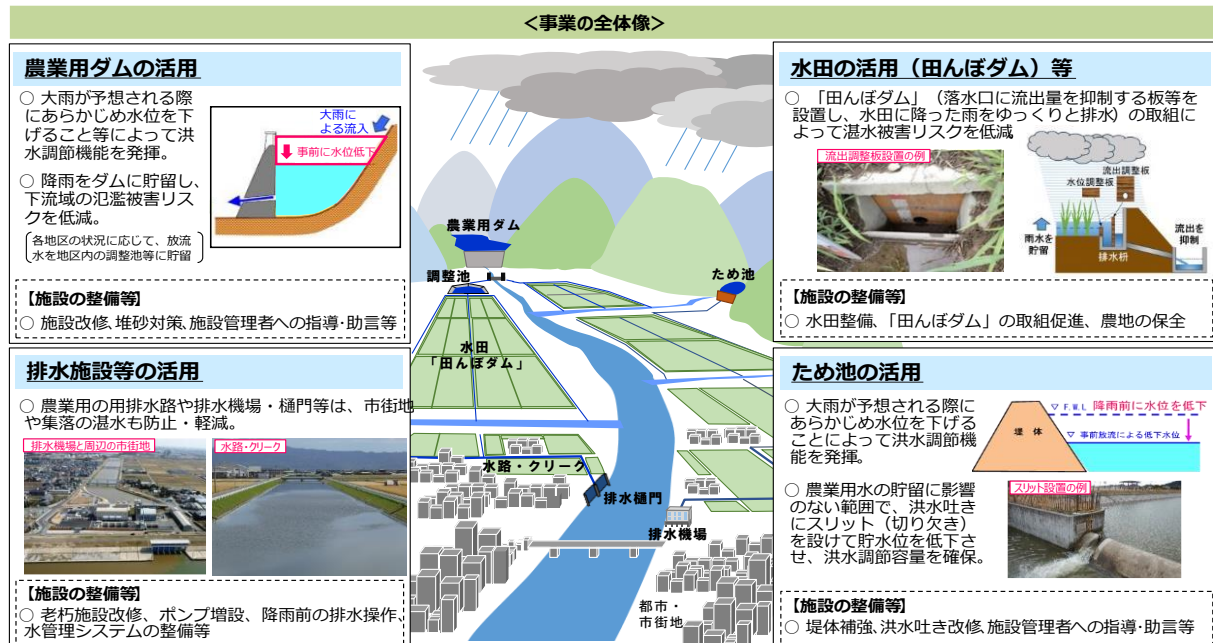
【平時の取組】

九州農政局では、令和4年度から令和6年度にかけて、九州局管内233市町村に対して、平時に市町村を個別に訪問し大規模災害発生時の対応が速やかに行われるよう、災害復旧に向けて行うべき作業・手続・手順等を事前に説明する取組を行いました。

【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進】

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置しています。これらの農地・農業水利施設が持つ多面的機能を活かして、関係者が協働して流域の防災・減災に取り組む「流域治水」を推進しています。

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）



資料：農林水産省農村振興局関係予算 概算決定の概要より

【流域治水への対応（協議会への参画と取組を支援）】

九州農政局では球磨川水系をはじめ九州の一級水系及び二級水系の流域治水協議会に参画し、関係機関の各種取組を支援しています。

【既存農業用ダムの活用（事前放流等の取組を支援）】

九州の65水系（一級河川：14水系、二級河川：51水系）の農業用ダムにおいて、大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を低下させる事前放流等の実施方針を定めた治水協定を98協定（一級河川：37協定、二級河川：61協定）締結しました。九州農政局では治水協定を締結した国営造成23ダム、関係自治体等が管理する75ダムの事前放流等を支援しています（令和7（2025）年3月31日時点）。

【水田の貯留機能の活用（田んぼダムの取組を支援）】

田んぼダムは平成14（2002）年に新潟県で始まり、現在全国約8.6万haに広がっています。九州では、令和2年7月豪雨で大きな被害が発生した球磨川流域や福岡県、佐賀県、大分県で取組が進められています。九州農政局ではこの取組を支援し、広域的な取組の推進を図ります。

【クリークの活用（先行排水の取組を支援）】

筑後川下流域の筑後・佐賀平野には貯水機能と用排兼用機能を有するクリーク（農業用排水路）が広がっており、農業用水の安定供給のみならず、大雨前には先行排水を行い、空き容量を確保することで洪水調節の役割を担っています。九州農政局ではクリークや排水機場の整備等を支援し、先行排水の取組拡大を推進しています。